

開会及び開議の宣告

田中敏雄 議長 ただいまから平成18年6月横手市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

田中敏雄 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番奥山豊議員、12番土田祐輝議員を指名いたします。

会期の決定

田中敏雄 議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日から6月23日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は19日間と決定いたしました。

議長報告について

田中敏雄 議長 日程第3、議長から議長報告、監査委員から定期監査報告書がそれぞれ提出されたので、お手元に配付しております。
また、市長から横手市土地開発公社ほか8法人から、それぞれ平成17年度経営状況説明書が提出されましたので、お手元に配付いたしております。

永年勤続者の表彰状伝達

田中敏雄 議長 日程第4、永年勤続者の表彰状伝達を行います。
去る5月24日、東京日比谷公会堂で開催された第82回全国市議会議長会定期総会において、議員在職20年の永年勤続者として柿崎実議員、議員在職15年の永年勤続者として赤川堅一郎議員が表彰されております。
ただいまから表彰状の伝達を行いますので、赤川議員、柿崎議員、演壇の前にお進み願いたいと存じます。
表彰状、横手市、柿崎実殿。あなたは市議会議員として20年の長きにわたって、市政の発展に尽くされたその功績は特に著しいものがありますので、第82回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別

表彰いたします。平成18年5月24日、全国市議会議長会会長、国松誠。藤沢市議会議長、代読であります。おめでとうございます。

【表彰状伝達】

田中敏雄 議長 表彰状、横手市、赤川堅一郎殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第82回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰いたします。平成18年5月24日、全国市議会議長会会長、国松誠。藤沢市議会議長、代読であります。おめでとうございます。

【表彰状伝達】

市長の当面の市政運営についての所信説明

田中敏雄 議長 日程第5、市長より当面の市政運営についての所信説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

平成18年6月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本的な考え方として所信を述べさせていただくとともに、当面する市政の重要課題についてご説明申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、昨年10月1日の合併以降、はや8カ月が経過し、市民を基本にとらえた初めての通常予算も創意と工夫により効率的な執行がなされており、新市として一体感を醸成するための各種イベントや事業なども本格的に始動いたしております。

また、合併により県内市町村の状況も大きく変化し、一昨年は69市町村であったものが、本年4月には13市9町3村、合わせて25市町村に再編され、当市も県内第二の都市として名実ともに市勢の発展に向けた方策を講ずる必要が求められております。

このような中で、地方自治体は厳しい財政状況下にあります。徹底した行財政改革に努めながら、住民に最も身近な行政主体として、福祉・環境・産業・教育などの幅広い分野にわたり、住民の負託にこたえていかなければならないと考えております。すなわち、これからの時代は知恵と工夫の地域間競争の時代であり、これまで培ってきたあらゆる力を生かしながら、全力を挙げて市政の諸課題に取り組む所存であります。

さて、全国知事会など地方6団体の新地方分権構想検討委員会は、地方交付税にかわる地方共有税の創設や、国と地方の代表者が政策立案を協議する、地方行財政会議（仮称）の設置などを盛り込んだ中間報告をまとめました。

一方で、総務大臣の私的懇談会は、新型交付税の創設などを盛り込んだ中間報告をまとめており、ともに政府が6月に定める、骨太の方針2006への反映を目指すこととしており、今後、地方交付税のあり方が本格的に議論されることとなりますが、私も、提言・実践首長会などを通じて、地方の財源確保の

ため積極的に行動してまいります。

また、明るい話題として、市の第三セクターである横手産業支援センターとユニチカ大阪本社が、農作物など地域資源の活用方法として平成16年度から共同研究を進めてまいりました、アスパラガスの利活用について一定の成果を得ることができました。

具体的には、健康食品素材として注目されているアミノ酸の一種である「ギャバ」を含んだエキスをアスパラガスから抽出し、粉末化することに成功したもので、今後は、企業化に向けて本格的な検討を行いながら、雇用の拡大に結びつけたいと考えております。

2つ目に、新たな施策等への取り組みについてであります。そのうちの(1)受託管理者制度から指定管理者制度への完全移行についてであります。

法律の完全実施期限である平成18年9月を目前に控え、公の施設の管理運営については、受託管理者制度から指定管理者制度への完全移行を遺漏なく実施しなければならない状況にあります。市では、これまで18の施設について指定管理者決定の議決をいただき、移行作業を進めてまいりましたが、今議会においては、集落多目的共同利用施設や農村公園を主とした残る103施設について指定管理者の決定をいただきたく、関連議案の提案を予定しております。

なお、今後の公の施設への指定管理者制度導入については、直営施設についても管理形態を検討し、適切な時期に可能な限り導入を目指したいと考えております。

2つ目の市の記念日についてであります。

横手市が誕生して間もなく1周年を迎えようとしております。市制施行1周年を迎えるに当たり、市が誕生した10月1日を「市制施行記念日」と呼称して市の記念日と定め、今後、市が行う表彰などは「市制施行記念日」に行っていきたいとの考えから、今議会に横手市市制施行記念日を定める条例、及びこれに関連する横手市表彰条例並びに横手市名誉市民条例を提案しております。

3つ目の過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

現行の過疎地域自立促進計画につきましては、昨年12月の議会定例会に提案させていただいた際、基本的には旧過疎地域であった5町村のハード事業を中心に掲載されており、今後、効率的な財政運営のため、有利な過疎債が適用になる事業などについてご協議の上、計画の変更もあるとご説明いたしております。

このため、平成18年度事業につきましても、過疎債の充当が可能な事業については、より有利な財源としてこれを活用するため、合併後新たに過疎地域となった横手地域と大雄地域の経営体基盤整備事業6件と道路改良2件及び雄物川地域の特別養護老人ホーム雄水苑増築事業の追加について、今議会に提案いたしております。

なお、雄水苑の増築事業に関しましては、昨年12月の過疎計画の策定に際し、合併特例債を充当する方が有利なため過疎計画には掲載しないとの説明をしておりますが、昨年12月22日付の総務省通知により、特別養護老人ホームについては定員29人以下を対象とする旨の方針が示され、雄水苑には充当でき

なくなったことから、今回過疎計画に登載し、過疎債を充当しようとするものであります。

また、平成19年度以降の事業計画につきましては、市内全域の事業計画について検討を行い、効率的な財政運営のため、過疎債の充当が可能な事業については、来年3月の議会定例会において計画の変更により登載したいと考えております。

4番目の財政計画についてであります。

平成18年度当初予算編成作業において、財源確保や歳出面での効率化などに課題が多いことが確認されました。こうした状況を踏まえ、予算編成の手法を見直すとともに、平成19年度から平成28年度までの10カ年の財政計画（素案）を本年10月をめぐりに作成し、組織全体で財政状況をしっかり認識することにより、合併効果が出現する数年先には健全な財政基盤を確立したいと考えております。

5つ目の税の収納率向上対策についてであります。

税の収納確保は、税の公平性や市の財政基盤確立の面から重要な課題であり、未納者の方々には戸別訪問、電話による催告、納税相談による納付指導を行うなど、税込確保に努めているところでありますが、よい結果が得られない状況であります。

今後は、収納率の向上のため、納税貯蓄組合などの協力を得るとともに、収納体制の一層の充実を図るため、収納率向上対策委員会設置の検討や内部体制の見直しなどを行ってまいります。

6つ目の環境行政についてであります。

市では、本年3月に横手市環境基本計画を策定し、地球温暖化対策の推進を定めました。このため、環境行政の主体であり、事業所の性格も持ち合わせている市役所では、本年4月から全職員、全施設で温室効果ガスの排出抑制を目的とした率先行動計画に取り組んでおります。率先行動の内容は、燃えるごみの減量、廃棄物の分別と再利用、エネルギー使用の削減などで、各職場に環境推進員を配置し、実践状況を数値で把握し、公表することとしております。

今後は、地球温暖化対策実践マニュアルを作成し、全世帯に配布する予定であり、市役所職員のこうした取り組みが、市民や事業者のよいモデルとなることを願っているところであります。

また、一般廃棄物処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、市町村に対して毎年実施計画を策定することが義務づけられていることから、この実施計画のもととなる一般廃棄物処理基本計画を本年3月に策定いたしました。

この基本計画は、平成18年度から平成27年度までの期間にかかるものでありますが、今後、市の総合計画や下水道整備計画など、関連計画の策定が予定されていることなどから、状況に大きな変化があった場合には適時本計画の見直しを行ってまいります。

4月1日付で、不法投棄の防止と環境状況などを把握することを目的とした環境監視員60名を配置いたしました。任期は2年で、市内全域の環境状況などの把握と不法行為を防止するための監視、巡視活動や環境保全のための指導、啓発を行ってまいります。

7番目に、し尿くみ取り料金の改定についてであります。

現在、し尿くみ取り料金につきましては、従量制を基本として180リットル当たりで、横手地域では1,083円、その他の地域では1,130円の料金設定がなされており、横手地域のみ、くみ取り式便槽は1人1カ月当たり288円の定額制をあわせて採用しております。この料金は、横手地域では平成9年4月から、その他の地域では平成10年4月からのもので、現在まで料金改定を控えておりましたが、この間の公共下水道事業等の進捗に伴うくみ取り件数の減少や最近の原油価格の高騰などにより、このままの料金では非常に厳しいということから、昨年の12月7日、市内の全し尿くみ取り業者から全市一律に180リットル当たり1,200円に料金改定を要望する陳情が提出されておりました。その後、この料金改定について検討し、廃棄物減量等推進審議会で審議いただいたところ、妥当なものであるとの答申をいただきましたので、業者から陳情のあった内容で料金改定を認め、平成18年9月1日から実施したいと考えております。

今回の料金改定によりましても、当市のし尿くみ取り料金は県内他市に比べ低い水準にはありますが、今後も業者各位には、なお一層の経営努力をいただき、この水準を維持し、市民の皆様の負担を極力抑えるよう努めてまいりたいと考えております。

8つ目の国民健康保険事業についてであります。

国民健康保険につきましては、3月定例議会において繰越額の見通しや国保税率の改正の関係から、6月定例議会において本格的にご審議いただくと申し上げておりました。これまでの国民健康保険に対する議論の経緯から、何とか合併協議に基づく税率で進めたいものと考えておりましたが、課税所得の落ち込みなどにより、引き上げざるを得ない状況となりました。

平成18年度の国民健康保険税率の決定内容について申し上げます。

まず、平成17年度国民健康保険特別会計の決算見込みであります。繰越金が7億1,500万円ほどとなる見込みであります。合併協議での平成18年度推計の繰越金8億2,500万円と比較して1億1,000万円の減額見込みとなりますが、一定程度繰越額を確保できたのではないかと考えております。

さて、平成18年度の国民健康保険税の税率であります。第1に、合併協議による税率で試算しましたところ、医療給付分の課税額が25億1,700万円となり、合併協議による推計課税額と比較して1億7,300万円減額する結果となったところであります。主な原因は、課税の基礎となる基準総所得が合併協議推計より14億1,500万円低くなっていることが挙げられます。

第2に、平成17年度繰越見込み額7億1,500万円を歳入に組み入れ、6月に補正すべき必要額を加えて、平成18年度国保税に求める所要額を積算した結果、24億4,200万円となっております。また、収納率につきましては、合併協議推計では93.64%であります。平成17年度の収納率見込みが0.84ポイント低い92.8%となっていることから、課税額の積算では、平成17年度見込み率で積算したところであります。

この結果、国民健康保険税の医療給付分の課税額は26億3,100万円となりました。合併協議の税率試算の課税額より1億1,300万円多くなり、また、介護納付分についても同様に、合併協議税率試算の税

額より6,100万円多く、合わせて1億7,400万円の税額が合併協議税率で試算した税額と比較して不足する結果となったところであります。このため、合併協議による税率では税の所要額を確保できない状況となりました。このような場合を想定し、合併協議では試算した課税額と本算定した課税額に過不足が生じたときは、必要額を旧市町村ごとに同率で引き上げて調整することとされております。

この規定により、平成18年度の医療給付分の国保税については、所得割の税率をそれぞれ0.85ポイント引き上げ、均等割額、平等割額については応能・応益割合のバランスをとるため、合併協議による額と同額にして積算したところであります。また、介護納付分については、所得割の税率を0.62ポイント引き上げて2.2%に、均等割額は1,900円引き上げて8,900円に、平等割額につきましては同額の5,000円としたところであります。

平均の1人当たり税額について申し上げますと、医療給付分の国保税は5万9,259円となっております。合併協推計5万9,503円との比較では245円低くなりますが、平成17年度税額5万4,211円と比較しますと、5,000円ほど高くなっております。介護納付分の国保税については2万1,206円で、合併協推計より2,700円、平成17年度税額より6,600円ほど高くなっております。

平成17年度との国保税率、1人当たり税額の隔たりにつきましては、平成14年度末の各市町村が持っていた国保財政調整基金10億円が平成17年度末には2億円と、合併前の3年間で8億円減少しておりますことから、旧市町村において合併を前に基金の取り崩しによる、国保税率の据え置きなどが行われてきた経緯等もあり、ご理解を賜りますようお願いいたします。

いずれにいたしましても、高齢化が進み医療費が年々ふえている現状にあります。今後も、健康の駅事業など市民の健康を守る対策を進めてまいります。市民みずからも積極的な健康診査の受診による健康状態の把握や、病気にならないための生活習慣の見直しなど、自分の健康は自分で守るという高い意識を持っていただき、医療費の適正化にご協力をお願いしたいと思っております。また、国民健康保険は、病気やけがをしたときの医療にかかる費用をお互いに負担し合い、万が一に備える助け合い制度であります。その費用である国保税を納めない人がいると、保険制度を運営することが大変困難になります。ぜひ一人一人が納税の義務をしっかりと果たしていただきたいと考えております。

9番目の老人保健制度についてであります。

現在、医療制度改正については、国会で審議中ではありますが、この改正法案の中には、現在の老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正し、平成20年度から新たな後期高齢者医療制度の実施が盛り込まれております。この制度の運営は、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を平成18年度中に設立することとされております。短期間での広域連合の設立ということから、全国的には、既に広島県、滋賀県などが設立準備委員会を設置し、対応を進めています。

秋田県においても、事務段階で設立準備委員会をどのような立ち上げていくかについて、県南地区3名、県北地区3名、中央地区4名の担当課長、県の担当課、国保連合会が入った検討委員会を5月12日に立ち上げ、広域連合の設立に向けた準備をしております。スケジュール的には、12月議会において広域連

合設置の市町村議会の議決、これを受けて県知事の設置許可、そして、広域連合長及び広域連合議会議員の選挙の実施となっております。今後の対応につきましては、議会の皆様とご相談しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

10番目の雇用対策についてであります。

最新の有効求人倍率は0.52倍と緩やかに改善されておりますが、依然雇用情勢は厳しい状況であります。このような状況の中、新たな雇用の増大を図るべく、厚生労働省の地域提案型雇用創造支援事業に平成18年2月に申請いたしましたところ、4月26日付で事業採択の内定をいただいたところであります。

この事業は、横手市と各経済団体等が「横手市雇用創出協議会」を設置し、雇用増大が期待できる分野の人材育成や情報提供など、さまざまな事業を提案し、3カ年にわたって実施するものであります。今回、市では、IT関連分野、農業関連ビジネス分野、製造業でのものづくり支援分野を事業申請し、採択されたものであります。正式な決定は7月になるようですが、平成18年度から平成20年度までの3カ年で事業費は毎年5,000万円ほどを見込んでおります。

なお、この事業にかかわる委託事業費は直接、横手市雇用創出協議会に交付されます。この事業に関する市の負担はありませんが、事業の円滑な実施のため、横手市雇用創出協議会への運営費補助を補正予算に計上しております。

11番目の自動車産業研究会についてであります。

昨年度発表になった、岩手県金ケ崎町での関東自動車工業の増産が大きな話題となっております。このような状況の中、本年度設立予定の自動車産業研究会であります。5月16日に市内関連企業等で準備委員会を開催し、研究会の方向づけや会員の募集、研究内容等の検討を行い、早急に立ち上げることで意見の一致を見たところであります。6月中には発足したいと考えており、現在、会員募集等準備を進めているところでありますが、今後、関連する企業や機関と十分な連携を図りながら、研究会が実りあるものとなり、地域自動車産業の振興、工業振興、雇用の増大に結びつくよう取り組んでまいります。

12番目の温泉施設のあり方についてであります。

温泉施設については、議員の皆様からもいろいろご意見をいただいているところであり、市としても温泉施設の運営のあり方、目的、第三セクターに対する市の関与のあり方などについて検討するための庁内検討プロジェクトを立ち上げ、討議を始めております。

プロジェクトでは、月1回程度の検討会を行い、民間専門家などにも協力をいただくなどしながら、9月までには市としての方針を提起してまいりたいと考えております。また、各地域にある10カ所の公共温泉をネットワーク化し、より多くの方々に知っていただき、利用していただくということで、5月1日から公共温泉スタンプラリーなどを開催しております。おかげさまで順調に利用客もふえ、最終の来年1月までには、さらに大勢の市民の皆様、県内外のお客様より利用していただきたいと考えており、そのための宣伝活動を強化してまいります。

13番目の観光協会の統合についてであります。

観光協会の統合については、これまで実務検討委員会や観光協会会長会議、横手市内観光協会統合協議会など精力的に開催しながら検討を行ってきたところであります。

最終的に、横手市内観光協会統合協議会では、統合方式については、各観光協会が加入する新たな連合体組織として横手市観光連盟を立ち上げる、設立の時期を平成18年10月1日とする、実務検討委員会は連盟発足の事務手続を行うなどについて確認し、決定されました。このことにより、観光協会の統合は、いよいよ具体化に向け、大きく踏み出したこととなります。新組織は、観光振興の重要な位置を占めるものであることから、これから細部にわたる検討を重ね、より充実した組織として結成されることを期待しております。

14番目の児童・生徒の安全確保についてであります。

昨今の痛ましい事件の多発を考えると、児童・生徒の安全確保にかかわる具体的な手だての必要性を痛切に感じております。

市では、昨年12月の事件を受け、小学校26校には防犯ボランティア組織の立ち上げを要請していましたが、平成18年度においてすべての小学校にこの組織が立ち上がっており、今後は、このボランティア組織の活動の充実を図ってまいります。

一方、学校、保護者及び行政がそれぞれの立場でできることをやっていく必要があると考え、6月より次の3点の新規強化策を実施しております。

1点目は、学校見守りデーの設定で、毎週月曜日の登校時と金曜日の下校時には学校職員が街頭指導するものであります。

2点目は、地域見守りデーの設定で、毎週火曜日と木曜日の下校時に各地域局がパトロールを実施するものであります。

3点目が、あんぜんあんしん強調週間の設定で、防犯意識を忘れないため、毎月第3週目を強調週間と位置づけ、各校の創意工夫により、さまざまな防犯に関する取り組みを行うものであります。

このような具体的な取り組みを設定する中で、今後も児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

3番目の平成18年度事業の進捗状況等についてであります。

1つ目の健康の駅についてであります。平成18年度より健康の駅事業の全市展開に向けた体制として、福祉環境部内に健康の駅推進室を新設いたしました。全市展開に向けた方向性を探るため、より幅広い地域の医療・保健・福祉などの有識者等で構成される健康の駅推進委員会を設置し、また、庁内の関係課や各地域局との実務的な連携強化を図るため、健康の駅連絡協議会を立ち上げました。

こうした体制のもと、地域局単位の健康の駅モデル事業への取り組みと小学校区単位の地域密着型健康の駅への取り組みを推進いたします。地域局単位のモデル事業は、合併前より介護予防事業に先行的に取り組んでいる大森地域局や、今年度より介護予防事業へ取り組む十文字地域局を重点モデル地区として事業を推進してまいります。

また、全地域局においても健康の駅事業が地域に根づくよう、各地域局の福祉保健担当との連携を密に図りながら、市民にとって身近な健康の駅づくりを進めてまいります。地域密着型健康の駅は、横手地域局管内における町内会単位の小規模健康の駅が平成18年5月現在で10カ所となりました。今後も地区会議等への働きかけを積極的に行い、市民・行政協働型の健康の駅づくりを推進してまいります。

2つ目の子育て支援についてであります。

子育て支援事業拡大の一環として、本年4月から児童手当受給者が拡大され、小学校6年生まで支給されることになりました。改正に伴い、新規に対象となる1,000人余りの方々に通知書を発送し、市報による周知とあわせ遺漏のないよう努めております。

また、昨年3月に策定されました次世代育成支援地域行動計画に基づき、次世代育成地域協議会（仮称）を設置することとなっておりますが、公募による委員を含め20名以内の委員での会議をこの6月に開催する予定であります。次代を担う子供たちが健やかに生まれ育つことができるよう、地域の方々や関係機関と連携を図りながら事業を展開してまいりたいと考えております。

3つ目の障害者自立支援サービスについてであります。

障害者自立支援法の施行により、サービス利用申請者に対し受給者証と自己負担額の決定通知書を3月末日まで送付するとともに、今後3年間に提供すべきサービスの見込みなどを定める、障害福祉計画の策定に着手いたしました。また、10月までには障害の区分に応じサービス内容を決定するため、速やかに介護給付審査会委員の選任を行うこととしております。

4番目の地域包括支援センターについてであります。

介護保険制度改正に伴い、4月より新たに地域包括支援センターを開設いたしました。このセンターは、高齢者や家族、地域住民からの福祉・介護に係る総合的な相談支援、介護保険制度改正に伴う介護予防事業の実施、介護などの支援が困難な事例への対応とケアマネジャーの支援、及び要介護者に対する虐待の防止と権利養護事業の4つの基本的な役割を果たしてまいりますが、今年度は、その基礎的な部分として、高齢福祉に係る関係機関や団体とのネットワークづくりと、その連携を通じた介護予防の意識啓発を重点的に進めてまいります。

4月末現在における新たな要支援区分の状況と、介護予防計画作成の実績についてご報告申し上げますと、要介護認定の更新及び新規の認定により要支援1と認定された方が56名、要支援2と認定された方が49名おられました。その中で、4月に介護予防プラン作成の依頼があった件数が15件、5月にはさらに34件の作成依頼を受けております。

今後は、今年度の住民健診の状況を見きわめ、高齢者のデータの整備に努めてまいります。

5番目の農政関係についてであります。

まず、昨年12月からの豪雪による農業関係の被害状況ではありますが、21戸の農家でハウレンソウ・アスパラ菜・シイタケなどのパイプハウス26棟について、主に被覆ビニールの裂損被害がありました。また、作業小屋などの倒壊が2棟あり、被害総額は合わせて966万円と見込んでおります。

この豪雪で心配されました果樹被害の状況であります。枝折れなどの樹体被害が22.7ヘクタールで、果樹全体に対して2.2%の被害状況であります。これは、早期に降雪があったものの、2月、3月は平年並みに推移したため被害が少なかったと思われます。野ネズミ、野ウサギの被害も11ヘクタール見られるものの、平年並みの被害状況となっております。

春の農作業の状況については、4月20日の降雪など一定しない気象状況が続いたところですが、農家の皆様の適切な管理の中で水稻の田植えを初め、スイカなどの畑作物の定植も順調に進んだところであります。

さて、5月29日からポジティブリスト制が施行されました。これに伴い、ことしの水稻防除体制が市内各地区とも大きく変更になります。昭和37年に旧十文字町で最初に航空防除を実施して以来、横手・平鹿地域においても農家の省力化と一斉防除効果の有効性から水稻防除の主体となってきました有人ヘリ防除でしたが、近年の農薬による環境負荷軽減とポジティブリスト制の導入による他作物へのドリフト被害等の回避のため、育苗防除や無人ヘリによる防除体制に変わることとなりました。その結果、有人ヘリの防除は横手、雄物川、山内地域で各1回、十文字地域では無人ヘリで2回防除し、その他の地域では一部無人ヘリでの防除はあるものの、有人ヘリによる防除は実施しないことになりました。

現在、平鹿地域の明沢地区で、平成16年から5年計画で県農業試験場、JA秋田ふるさと、平鹿農業共済組合、市が連携して減農薬・減化学肥料の栽培実証実験を行っており、いもち病に対する育苗期の徹底防除やカメムシ類の適期1回防除などの実証効果が明らかになっております。この実証効果が、ことしの育苗期重点防除体系にも生かされ、有人ヘリの回数減に結びついているものと思います。

市といたしましても、今後、関係機関とさらに連携しながら実証実験を推進し、より効果的な減農薬・減化学肥料による栽培技術を確立して、横手市の特別栽培米の拡大と産地化につなげてまいります。

次に、経営所得安定対策に対する取り組みであります。4月1日付で産業経済部に横手市経営所得安定対策等大綱推進本部を設置いたしました。産業経済部長を本部長に、農政課、農林整備課、各地域局、産業振興課長を本部員に配置し、市、県及びJAなど農業団体の担当職員での推進プロジェクトチームを組織して、集落への具体的な推進に当たっております。現在16の集落が組織を設立しておりますが、今後、全集落への再啓発、重点集落への個別支援などを繰り返し行いながら、本年度目標30集落を超える集落営農組織の設立を推進してまいります。

6つ目のマーケティング推進活動についてであります。

横手市の農業を、売れる農業に育成していく手段として、本年1月に産業経済部内に設置しましたマーケティング推進準備室は、4月からマーケティング推進課として、課長以下4名の職員を配置し、戦略的な販路拡大に向けた活動を開始したところであります。

マーケティング活動推進の指針としましては、第1に、地域色豊かなブランド商品の研究開発に努め、おいしさと安全・安心にこだわるものづくりを、第2に、生活者の価値観の変化を読み取り、お客様の喜びを地域の誇りと思い、お客様第一の考えに徹したものづくりを、第3に、地域の人々に相談・支持

されるよう、文化や産業の発展に貢献し、地域社会との信頼のきずなを深めていくこととしております。

今年度は、推進事業達成のためのアクションプランの策定を初め、特産品の選定などに着手することにしており、4月には市内8地域の特産品の選定をするため、各地域局や生産者の皆様などとのヒアリングを実施したところであります。

また、5月には海外市場の販路開拓に向け、横手市が主導で5月19日から31日まで開催された台湾シティー・スーパー秋田フェアに出展し、既に香港シティー・スーパーでも好評を得ました大沢蒲萄ジュースを初め、あきたこまちや漬物、ラーメンなどの加工品を主に、秋田の味覚と食文化をPRしてきたところであります。フェアでは、横手焼きそば職人とオタフクソースさんが協力開発し、新鮮海産物を豊富に使った、台湾風横手焼きそばの実演販売も行い、台湾の皆様の評判も上々でありました。また、期間中には助役も秋田フェアに合わせて台湾を訪問しており、大使館に当たります日本交流協会台北事務所を初め、日本観光協会や旅行者、台北花陽ロータリークラブとの面談をするなど、秋田・横手への観光誘客と食品輸出などについてお話をさせていただいたところであります。

今後は、海外への進出や誘客活動への取り組みが重要度を増すものと考えられることから、これまで未整備であった外国語版パンフレットについても作成対応が急がれるため、今回、その作成のための補正予算も計上させていただいております。

台湾シティー・スーパーは、ことし11月にも同市内中心部に2号店の出店を決定しており、より多くの横手の特産品が取り扱いできるよう、取り組みを強化してまいります。

7番目のJR駅周辺の整備及び都市計画決定についてであります。

横手駅周辺地区について、平成19年度からのまちづくり交付金事業の実施に向けた申請をするために、各事業の概算事業費や費用対効果算定の事業を行う、まちづくり交付金申請業務委託を発注いたしました。また、横手駅東西自由通路などについては、JR東日本と基本計画調査の協定を締結し、JR敷地内の測量、基本計画図作成、概算工事費等の算出を行う予定であります。

横手駅前地区市街地再開発事業については、去る4月22日に横手駅東口第一地区市街地再開発準備組合の通常総会が開催され、本年度の事業として再開発基本計画を踏まえ、現況測量や土地・建物評価、基本設計や資金計画を含めた事業計画を策定することが決定されました。これを受けて、市では再開発事業の区域について、高度利用地区と再開発事業の2つの都市計画決定を行っております。

次に、十文字駅周辺の整備については、まちづくり構想策定業務委託を発注いたしました。今後は、平成17年度において策定した整備基本構想に基づき、地域住民主体の検討委員会によるワークショップを開催し、現状の問題点の把握と課題の整理、整備の方向性を検討してまいります。

8番目の水道事業についてであります。

水道事業の効率的運営を目指し、上下水道部の機構の見直しを行っております。年度当初は、ふなれや戸惑いなどがあったものの、施設の維持管理や緊急時の応援体制、技術の習得や継承などに効果が出てきております。今後は、業務委託の拡大なども含めて検討し、住民サービスの向上と健全な経営を目

指してまいりたいと考えております。

また、平成17年度の事業で整備を進めておりました大森浄水場につきましては、3月末に竣工し、4月7日より給水を開始しており、鉄、マンガンによる赤水問題が解消され、病原性微生物対策も施された安全な水を安定的に供給しております。今後とも必要な施設の整備と適切な管理に努めてまいります。

9つ目の下水道事業についてであります。

集落排水事業では、4月から植田地区が供用を開始しておりますし、下水道事業では、新たに着手する十文字の富沢地区で住民説明会を実施いたしました。浄化槽事業につきましては、市設置型事業で平鹿地域と雄物川地域で、合わせて29基を発注しております。また、排水設備では、平成17年4月の確認件数は74件でありましたが、本年4月は89件の申請となっております。今年度の目標は、加入率の向上を図ることとしておりますので、その達成のため、一丸となって取り組んでまいります。

4番目の各地域局の状況についてであります。

1つ目の横手地域局であります。全国的に児童・生徒に対する凶悪な犯罪が発生していることを踏まえ、横手地域局でも地域内の緊急パトロールを実施しておりましたが、今般、地域局内の職員による自主防犯パトロール隊を結成し、青色回転灯を装備した車両2台により、通年の巡回に取り組んでおります。これは、週2回を基本として、各1時間以上、定期的に巡回を行うものでありますが、視認性の高い青色回転灯の装備が可能となったことに伴い、犯罪の未然防止や地域の啓発に一層の効果があるものと考えており、今後とも安全で安心なまちづくりの実現に努めてまいります。

また、旧横手市から事業を引き継いだ横手市史編さん事業において、このたび第1回配本となる「横手市史特別編文化・民族」及び「横手市史史料編古代・中世」の2冊が刊行されました。横手市史編さん事業は、横手盆地全体を視野に入れながら横手を位置づけていく編さん方針を特徴とし、「市史づくりはまちづくり」の理念のもと、平成23年度までに通史編・史料編など全10冊の市史本編を刊行してまいります。

2つ目の増田地域局についてであります。

近年、ライフスタイルの変化を背景として、運動不足や食生活の偏りによる生活習慣病が増加し、秋田県においては、大腸がんによる死亡者が全国トップレベルにあると言われております。このためモデル対策事業を本年度から3年間、4つの地域センターを拠点として実施することといたしました。それぞれ、運動不足解消のため、歩く運動を取り入れた体質改善、あるいは緑黄野菜の摂取による食生活改善を目標に掲げ、健康増進を図ることとしております。

自分の健康は自分で守る、つまり自主的活動を支援することを基本として、身近で気軽な健康づくりが実践できる環境を整備するとともに、地域住民が一つの目標に向かって努力することが連帯感の醸成につながるものと期待しております。

3つ目の平鹿地域局であります。

4月17日から21日にかけて浅舞街部、浅舞北部、醍醐、吉田の4つの地区会議の設立会議が開催され、

規約の制定、役員の選出、会議計画が決定されております。今後、ソフト事業、ハード事業に取り組みながら、地区の特色を生かした住民みずからによる地域づくりの実践が進められることとなります。

また、5月12日には、第2回平鹿地域協議会が開催され、平鹿地域局関連の平成18年度予算、地区会議開催状況などについて説明がなされたところであります。委員の中からは、住民が地区会議を理解するための情報が不足しているなどの意見が出されましたので、今後も引き続き、住民、職員が一体となった地域自治を推進するための努力をまいります。

4つ目の雄物川地域局についてであります。

雄物川地域局では、地区会議の設立に向けて、市政協力員会議の開催時に各地区から委員の推薦をお願いし、また、地区担当職員に対しては初めての取り組みであることから、説明会を2回開催し、設立準備に努めてまいりました。この結果、5月19日から31日までに旧小学校単位を基本として、市民主体の地域づくりを目的とした5つの地区会議が設立されました。会議では、地域の伝統行事の伝承や先人ゆかりの文化や史跡などの地域特性を生かすソフト事業、地域内でこれまで手が回らなかった道路改良、側溝整備などのハード面についても活発な議論が交わされ、各地域における協議結果が6月中旬ころまで報告される予定です。

今後も地区会議の活動を一層充実させ、市民と行政がともに手を携えながら、魅力ある地域づくりを積極的に進めてまいります。

5つ目の大森地域局についてであります。

大森地域の特産品として誕生した「大森ワイン」は、20年という成人式を迎えました。この記念と2006新酒披露を兼ねた、2006大森ワインパーティーが5月27日、大森コミュニティセンターで開催され、約200人の参加者が新酒を堪能しながら盛大にお祝いいたしました。大森ワインは、今後もワインの地域ブランドとして販路拡大を目指します。

5月28日には東京都上野で、第23回関東地区大森町ふるさと会総会が開催され、110人の参加者が久しぶりに再会し、近況報告などを行いました。合併後の初会合となり、会員の皆様は新横手市に興味津々の様子で、市報よこてなどから得た情報や情報交換で大いに盛り上がったとのことであります。

平成17年度の繰り越し予算で整備中でありました川西保育所改築工事の本体部分が完成し、6月29日に開所いたします。定員60名で延べ床面積は598.41平方メートルとなっております。機能的な新しい環境において、質の高い保育サービスを実践し、地域の乳幼児が健やかに成長することができるよう取り組んでまいります。

6つ目の十文字地域局についてであります。

平成14年度より事業着手しております植田地区の農業集落排水事業につきましては、一部の区域を除き、本年4月1日から供用を開始しております。平成19年度の事業完了に向けて、今年度は管路工事、中継ポンプ場工事、処理場内整備及び路面復旧工事などを予定しておりますが、これらの工事の完成により、10月末までには対象全区域が供用できる予定であります。また、汚水処理施設については、さき

に供用を開始しております今泉地区も含め植田地区とともに順調に稼働しており、今後は加入率の向上に努めてまいります。

7つ目の山内地域局であります。

5月20日、21日に産直施設、山菜恵ちゃん、また、28日には道の駅、さんないでそれぞれ山菜まつりが行われました。旬の山菜の直売のほか、山菜汁の試食、祝いもちつきなどの催しは大変好評で、多数の来客者で終始にぎわいを見せておりました。また、山内地区に建設し、2月から入居募集していた定住促進住宅、南相野々団地の入居状況であります。1戸建て10戸並びに共同住宅10戸の計20戸は、5月末ですべて入居済みとなっております。

8つ目の大雄地域局についてであります。

大雄地域局では地区会議の設立に向けて、3月30日に集落代表者説明会、4月12日に設立発起人会を開催いたしました。その後、4月27日には田根森、阿気の両地区において設立会議を開催し、2つの地区会議を順調に立ち上げることができました。いずれの会議も予想を大幅に上回る高い出席率で、今後の取り組みが期待されるスタートとなりました。

5番目の補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の一般会計の補正額は10億1,544万5,000円で、補正後の予算総額は463億6,397万1,000円であります。

その主なものを申し上げますと、介護保険事業特別会計繰出金に4,423万1,000円、児童手当給付費に1億8,910万円、あなたと地域の農業夢プラン応援事業に9,366万3,000円、地域材利用促進対策事業に1,915万7,000円、地方道路整備臨時交付金事業に5,120万円、下水道事業特別会計繰出金に6,524万円の減額、小学校大規模改造事業（耐震調査）に649万9,000円、中学校大規模改造事業（耐震調査など）に1,647万3,000円、振興基金積立金に4億円などあります。

6つ目の3月議会定例会以降の市政などについてであります。

そのうちの1つ目ですが、まちづくりに関するアンケート調査結果についてであります。

平成18年1月から2月にかけて実施いたしました、横手市のまちづくりに関するアンケート調査の集計結果がまとまりました。この調査は、性別、年代別、地域別を考慮し、無作為に抽出した20歳以上の市民1万人の方々を対象に行い、4,034名の方々から回答が寄せられ、40.3%の回答率となりました。

今回のアンケート結果の詳細につきましては、既に4月15日発行の市報でお知らせしたほか、市のホームページからもごらんいただくことができるようになっております。アンケート調査にご協力いただいた皆様には、心から感謝を申し上げます。

今後、横手市総合計画の策定に向けて本格的な検討を行ってまいります。市民から公募した23名の委員と各部局の課長などで構成する策定委員会、各課チーフクラスで構成する作業部会委員を生活環境、安全生活、健康福祉、産業振興、教育文化、住民参画交流の6部会に振り分け、アンケート調査の結果

などを基礎資料として活用しながら、新たなまちづくりの指針となる横手市総合計画の策定に取り組むこととしております。

2つ目の男女共同参画に関する実態調査についてであります。

本年2月から3月にかけて、市民5,000人を対象に行った男女共同参画に関する実態調査の集計分析業務が完了し、議員の皆様へ報告書をお届けするとともに、市報6月1日号にその概要を掲載しております。

この中で、「男は仕事、女は家庭」という考え方についての質問項目では、内閣府が平成16年に実施した全国平均に比較すると、横手市の方が反対派の割合が多く、性別による役割分担意識が薄らいできていることが伺えます。

一方、親密な関係者からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスについては、身体的な暴力を受けたことがある女性が1割を超え、このうち5割以上の方がだれにも相談していないなど、潜在的な被害者が多いことがわかりました。この実態調査の結果については、現在、策定作業を進めている横手市男女共同参画行動計画並びに、今後、市が行う男女共同参画にかかわる施策に反映させてまいります。

3つ目の秋田わか杉国体についてであります。

国体開催まで、あと1年3カ月余りとなりましたが、3月23日に第2回秋田わか杉国体横手市実行委員会を開催し、本年度の事業計画並びに予算についてご承認をいただいたところであります。具体的な事業計画として、本年度は実施本部、専門委員会を早期に設置し、実施に向けての具体的な検討を進めること、PR、啓発活動、ボランティア募集などの推進事業の実施と各競技のリハーサル大会の開催などがあります。今後、これらの活動や各種イベントを通して、一層の市民運動の展開、国体機運の醸成を図ってまいります。

なお、現在、国体推進事務局の事務所は平鹿庁舎にありますが、準備作業が本格的になったことから、事務局と関係部局等との協議や連絡・調整作業などが多くなってまいりました。こうした作業が今後はさらにふえていくことから、事務の効率化を図るため、また、国体、障害者スポーツの両大会ともボウリングとバレーボール競技の2種目が横手地域で開催されることから、大会運営の効率化を図る上で事務局が本庁舎付近にあることが望ましく、6月中に事務所を横手体育館の隣にある横手就業改善センター内に移転することにいたしました。

4つ目の消防ホース乾燥用固定金具の設置についてであります。

平成17年11月8日、平鹿地域局管内で消防ホース乾燥中にかけた消防ホースが強風のため、近くに駐車していた車を破損した事故があり、その対策として各消防団長や各地域局消防担当者に消防ホース乾燥に対する注意を喚起し、ホースの固定を完全なものにするよう指示をしたところでありますが、本年4月3日、増田地域局管内でも同様の事故が発生し、さきの教訓が生かされない事態となりました。このため、恒常的な事故防止対策として、固定金具の設置されていない市の消防ホース乾燥柱94基に固

定金具を設置するための経費について補正予算に計上しております。

5つ目の「私のまちの市長室」についてであります。

信頼される市政、市民と協働のまちづくりを推進するため、市民の皆様と直接対話する機会をふやそうと、4月10日から21日にかけて市内8カ所で「私のまちの市長室」を開催いたしました。大変お忙しい中、356名の市民の方々にご参加いただき、厚く御礼を申し上げます。

今回は、8カ所の統一テーマを、新横手市の農業「私ならこうしたい!」とし、また、地域ごとにはそれぞれ活性化につながる地区別テーマを設定しながら、皆様から数多くの貴重なご提案をいただきました。例えば、ワラビなど山菜を栽培し、新たな販路開拓や観光誘客につなげる山菜王国をつくり上げようなど、地域の強みに着目した積極的な活性化案などをご提案いただきました。そのほか、来年度から始まる国の農業経営所得安定対策に関する不安の声も寄せられ、市としても多様な支援をしていきたいとお答えしたところであります。

今回の市長室は、会の進行も手探りで、参加した方々全員とお話するまでには至りませんでした。次回からはテーマや進め方を工夫しながら、市民の皆様とのひざを交えた双方向のコミュニケーションを深め、ご提案を市政に反映させてまいりたいと考えております。

6つ目のスポーツ振興についてであります。

体育、スポーツの普及に努め、各種スポーツ団体の育成強化を図るとともに、市民が心身ともに健全で明るい生活に寄与することを目的とする横手市体育協会の設立総会が4月14日、横手セントラルホテルで開催されました。合併前の8市町村の体育協会を発展的に解散し、新たに横手市体育協会として設立したもので、8支部と11競技団体が構成され、役員が選出されたほか、会則や事業計画が承認されました。

また、4月16日には、各地区のスポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年の心身の健全な育成に寄与することを目的とする横手市スポーツ少年団の設立総会が開催され、役員が選出されたほか、会則や事業計画が承認されました。横手市スポーツ少年団は8支部とその他の独立団で組織され、横手市体育協会の構成団体として総団員2,200人を数えることになりました。

7つ目の桜まつりについてであります。

ことしは近年にない豪雪から雪消えが遅く、寒さも長引き、桜の開花がおくれたことにより、満開はゴールデンウィークにずれ込み、さらにこの期間、天候にも恵まれたことから各地域開催の桜まつりは例年にない人出となりました。特に、秋田30景に数えられる大森公園や全国桜の名所100選にもなっている真人公園、東北有数の公園として知られる横手公園などでは、それぞれ協賛イベントや創意工夫を凝らした催しが行われました。この間、おいでいただいた市民の皆様や遠来の観光客12万3,000人の皆様には存分に楽しんでいただけたものと思っております。

また、大森公園では、桜まつりに引き続き芝桜フェスタが開催されました。桜とツツジの花を形どって植栽された17万4,000株の芝桜のじゅうたんは、県内外に大きく発信され、17万7,000人ももの観光客が

訪れ、期間を延長して開催いたしました。来年以降もきちんとした管理を行い、訪れる観光客の目を楽しませ、感動を与えていきたいと思っております。

8つ目の学力向上対策についてであります。

平成18年度のスタートに当たり、4月21日、朝倉小学校を会場に、横手市教育推進委員会総会を開催いたしました。市内小・中学校に勤務する全教職員が一堂に会しての総会ということで、市の教育方針などを説明し、新しい研究体制の立ち上げも同時に行っております。

横手、山内を1区、増田、平鹿、十文字を2区、雄物川、大森、大雄を3区として、この3地区による研究体制が確立されたことにより、確かな学力の向上を目指し、小・中連携の強化を図りながら、市内小・中38校が足並みをそろえながら研究を進めてまいります。機構改革により新たに発足した教育指導課にあっては、指導主事5名の学校訪問の計画も策定され、各校の研究の推進に寄与できるよう準備を進めております。

また、教育センターでは、教職員の研修講座の開設に向けた取り組みを各関係機関とも連絡を取り合い進めております。ALTの積極的な活用も図りながら、英語教育の充実を図るため、夏以降のALTの活用の仕方についても、十分な話し合いを行っているところであります。確かな学力の向上を図るために、今後も各学校との連携を強化し、地域の教育力を有効に活用できるよう取り組んでまいります。

9番目の横手市誕生記念式典についてであります。

去る4月23日に晴天のもと、秋田ふるさと村を会場に横手市誕生記念式典を開催いたしました。当日は、総務省を初め県内外から多くのご来賓や市民の皆様、また、市議会議員の皆様からもご出席いただき、総勢約1,100人の参加による盛大な誕生記念式典となりました。

式典では、前半、総務大臣からの合併功労者表彰と市からの合併感謝状の贈呈などを行い、後半は、吉田小学校スクールバンドによるステージドリル、金沢八幡太鼓保存会や横手平鹿合唱連盟有志による演奏などが行われ、式典に花が添えられました。

今回の式典の挙行に際し、多くの関係者がこの地域の未来を考え、知恵を出し合った約2年半の合併協議を振り返り、それらの意思を受け継いで、改めて新市づくりへの責任の重大さを認識した次第であります。

10番目の市民による文化財保護の充実についてであります。

去る5月24日、市内の文化財保護協会などの団体が、一体となった活動の推進と地域文化振興への貢献を目指し、横手市文化財保護協会連絡協議会が設立されました。今後の活動に期待するとともに、市との協働事業として、文化財パトロールや市民を対象とした地域の文化財探訪を実施していく予定であります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、諮問案件1件、専決報告案件2件、平成17年度繰越明許費報告案件3件、条例の制定など条例関係議案15件、平成18年度一般会計補正予算案など補正議案23件、その他議案6件の合計50件であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、所信説明といたします。ありがとうございました。

諮問第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第6、諮問第6号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第6号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第6号でございますが、人権擁護委員候補者の推薦について説明いたしたいと思っております。

人権擁護委員報第6条第3項の規定によりまして、平成18年6月末日をもって任期が満了する人権擁護委員に織田智恵子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものであります。

織田氏は、増田町増田在住の61歳、旧増田町立保育園職員として長く奉職され、昨年3月退職なされております。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第6号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

報告第27号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第7、報告第27号専決処分の報告について報告を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 報告第27号専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、車両事故による損害賠償額を定めること及び和解に関する
ことについて専決処分いたしましたので、これを報告するものであります。

その内容は、平成18年1月4日、水曜日、午後4時10分ごろ、横手市八幡地内におきまして発生しま
した車両事故について、損害賠償額を定めたものでございます。

被害者の方は記載のとおりであります。

概要は、横手地域局建設課の非常勤職員の方がロータリー除雪車で排雪作業中ハンドル操作を誤り、
ブロック塀を破損させたものであります。

損害賠償額は6万3,000円で、ブロック塀の修理代相当を負担するものであります。

なお、損害賠償額については、全額保険で補てんされる予定となっております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第27号の報告を終わります。

報告第28号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第8、報告第28号専決処分の報告について報告を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 報告第28号専決処分の報告についてご説明いたします。

本案も先ほどと同じように損害賠償額を専決処分いたしましたので、これを報告するものでございま
す。

その内容は、平成17年12月28日、午前10時40分ごろ、横手市山内小松川の国道107号におきまして発
生しました車両事故についてでございます。

被害者の方は記載のとおりでございます。

概要は、地域局の建設課除雪作業員が融雪散布車を右折させようとしたとき、追い越しをかけてきま
した被害車両に接触し、破損させたものでございます。過失の割合は市側が50、相手側が50というこ
となっております。賠償額は15万1,211円でございます。この賠償額につきましても、全額保険で補て
んされる予定となっております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第28号の報告を終わります。

報告第29号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第9、報告第29号平成17年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました報告第29号平成17年度横手市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、一般会計におきまして、平成17年度から平成18年度に繰り越して使用する歳出予算が生じたため、さきの3月議会などで議決をいただきました繰越明許費につきまして、その計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき本議会に報告するものでございます。

繰越計算書の内容でございますが、2款1項横手庁舎中央監視装置の改修工事では2,661万円を繰り越しております。これは、経済産業省の外郭団体であります独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構の助成を受けまして、中央監視装置の改修を行うものでございますが、補助金の決定が年度を越すこととなったため事業費を繰り越したものでございます。

次に、3款2項の川西保育所改築事業では8,823万円を繰り越しております。これは、平成17年度から18年度までの継続事業としていたものを国の補助金の関係から平成17年度の単独事業として実施することとしたため、本来18年度に実施する予定だった工事を繰り越したものでございます。

4款1項の浄化槽設置整備事業では112万5,000円を繰り越しております。これは、浄化槽の設置希望者が豪雪等により計画より少なかったため、平成18年度に繰り越して補助をしようとするものでございます。5人槽3基分の事業費でございます。

6款1項新山村振興事業等農林漁業特別対策事業では9,230万円を繰り越しております。これは、山内地域で実施しております市道相野々のダム線改良工事でございますが、12月に想定を超える降雪等により、当初計画の工程より1カ月以上のおくれが生じたため、年度内の完成が困難となったことから繰り越したものでございます。

同じく二瀬堰地区ため池整備事業では221万円を繰り越しております。これは、県営事業に対する負担金でございますが、水路改修工事の工事区間におきまして用地交渉等が難航したことから、年度内の完成が困難となったため繰り越したものでございます。

同じく農村総合整備事業では2,727万円を繰り越してございます。これは、横手地域局での農村総合整備事業によります農道2号線の整備でございます。用地交渉が難航したことから繰り越したものでございます。

同じくフォレストコミュニティ総合整備事業では1,026万7,000円を繰り越しております。雄物川地域の林道鍛冶台線の舗装工事でございますが、補助対象事業が変更となったことにより、一部事業を繰り上げて実施することとなったため、年度内の完成が困難となったもので繰り越したものでございます。

次に、7款1項のかまくら館中央監視装置改修工事では2,031万7,000円を繰り越してございます。これは、先ほどの横手庁舎の中央監視装置の改修工事と同様、補助金の決定が年度を繰り越すこととなったため、事業を繰り越したものでございます。

次に、7ページでございますが、8款2項の地方道路整備臨時交付金事業では5,551万5,000円を繰り越しております。これは、山内地域の市道武道線道路改良工事でございます。地元協議により路線を変更したため、用地測量に日数を要したことから繰り越したものでございます。

同じく交通安全施設等整備事業では7,055万8,000円を繰り越してございます。平鹿地域の市道大橋・明沢線の交差点改良工事でございますが、用地補償交渉に日数を要したため、冬期に入って支障物件の移転ができなかったことなどから繰り越したものでございます。

総合公園整備事業では1億2,040万円を繰り越しております。これは、横手地域の赤坂総合公園の整備事業でございます。補償交渉に日数を要したことから、年度内の完成が困難となったため繰り越したものでございます。

同じく城址内町地区街路工事では2億544万4,000円を繰り越しております。これは、横手地域の中央線中の橋通り線の改良工事でございます。支障物件となっておりました建物の移転に日数を要したため、道路改良工事がおくれたことなどから年度内の完成ができなかったものでございます。

同じく醍醐住宅団地整備事業では1億7,292万4,000円を繰り越しております。平鹿地域のまちづくり交付金事業によります公営住宅の建設工事でございますが、住宅の設計や建物の配置計画等に日数を要したことなどから繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしくお申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） この繰越明許には別に異議ないわけでございますが、この中の6番の相野々ダム線の改良工事についてであります。相野々ダム線は現在、17年度に改良した部分は大分よくなったわけでございますが、全線があのとおり非常に狭隘で、落石などもあって危険な市道であります。この事業が17年度、単年度だけの事業なのか、今後さらに継続して実施の予定があるのが第1点。

2つ目には、6番のフォレストコミュニティ総合事業です。これは大分事業全体が年度の舗装事業、全体の事業は相当あるようでございます。この事業が1,000万の繰り越しで完了するのか、あるいは残事業が18年度も実施されるのか、そこら辺の見通しと内容についてお尋ねいたします。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 新山村振興等農林漁業特別対策事業の繰り越しの件ですけれども、今年度も引き続き事業は行われることになっております。予算化もなっております。相野々については、この繰り越しの事業のみとなっているようでございます。

それから、雄物川地域局のフォレストコミュニティ事業ですけれども、今年度、鍛冶台線の舗装工事が予定されております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。32番赤川議員。

32番(赤川堅一郎議員) 市道相野々線については、現状からしまして、あの区間が完了したから、あといいというものではないと思うわけです。そういう意味でのそういう全体計画といいますが、そういう全体構想があるのかないのか。

田中敏雄 議長 農林整備課長。

高橋信行 農林整備課長 赤川議員のご質問ありました相野々ダム線ですが、農林サイドで整備できる部分につきましては、繰越明許になりました部分のみでございます。しかしながら、その先、議員ご指摘のように非常に狭隘でございますが、事業導入できるかどうかは農林サイドでは不透明な部分がありますので、今後検討課題になろうかと思えます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第29号の報告を終わります。

報告第30号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第10、報告第30号平成17年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題となりました報告第30号であります。これは平成17年度横手市土地区画整理事業特別会計繰越明許費の繰越計算書の報告についてであります。

これは、9ページにありますように、3月議会において議決をいただきました明許費について、額が確定したことに伴っての報告であります。

内容は、三枚橋地区の駅西線にかかわるものであります。

以上であります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第30号の報告を終わります。

報告第31号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第11、報告第31号平成17年度横手市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となっております報告第31号平成17年度横手市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。

本案は、さきの3月議会で議決いただきました平成18年度への繰越明許費について計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

その内容であります、次の11ページでありまして、2款1項の公共下水道事業で4件ございまして、公共事業分としまして増田地域局合算で1,010万円、それから浸水対策では横手地域局の第9雨水幹線で5,750万円、平鹿地域局吉田では特定環境保全事業で2,700万円、また、流域下水道事業の4,025万円は、横手処理センターの県工事負担金でありました。いずれも年度内完成が見込めないことから、18年度へ繰り越したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第31号の報告を終わります。

議案第161号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第12、議案第161号横手市市制施行記念日を定める条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第161号横手市市制施行記念日を定める条例についてご説明を申し上げます。

13ページをごらんいただきたいと思います。

内容につきましてはシンプルでありまして、毎年10月1日を横手市市制施行記念日と定めるというようなものであります。8市町村の合併の意義を毎年10月1日に再確認しながら、まちづくりに取り組もうとするものであります。

附則では、施行日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第162号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第13、議案第162号横手市名誉市民条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第162号横手市名誉市民条例についてご説明申し上げます。

15ページ、16ページをごらんいただきたいと思います。

第1条では、目的を定めております。

第2条では、功績及び称号について定めております。

それから第3条では、名誉市民の選定について定めておりまして、この中で名誉市民につきましては、議会の同意を得て行うというふうな内容にしております。

第4条では、待遇を定めております。

第5条では、名誉市民の取り消しについて定めておりますが、この条文でも取り消しをする際には、議会の同意を得て行うというふうな内容になっております。

第6条では、委任について。

附則では、施行日を定めております。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第163号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第14、議案第163号横手市表彰条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第163号横手市表彰条例についてご説明申し上げます。

表彰条例につきましては、旧8市町村のうち4町村では条例で定めておりました。それから、3市町村では規則で定めておりまして、ほか1市町村は規定でその表彰について定めておりました。今回は条例で定めようとするものであります。

18ページ、19ページをごらんいただきたいと思います。

第1条では、趣旨を定めております。

第2条では、表彰の範囲を9項目によって定めております。

それから、第3条では、表彰の方法を定めております。

第4条は、表彰者名簿について定めております。

第5条では、表彰の決定について定めております。

第6条では、表彰の取り消し。

第7条では、追彰。

第8条では、表彰の時期を定めておきまして、毎年「市制施行記念日」に行うというふうな内容になっております。

附則では、施行日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。31番柿崎議員。

31番（柿崎実議員） 3点ほどお伺いしておきます。

旧町村の表彰条例なり規定はよく存じておりませんが、横手市の場合、規定があったわけで、それと比較をしてみたわけでありましてけれども、そうした場合に、この表彰の範囲の中に、横手市の規定でいきますと、消防、水防、これに関連する功労者に対する表彰が対象になっておるわけでありましてけれども、ただいまの提案の条例の範囲の中に入っておらないという感じがいたしますが、この点は必要がないのかどうかということであります。

それから、従来といいますか、市の表彰規定の場合、文化功労者の表彰規定についても規定の中にあるわけでありまして、今後、文化功労者表彰というのは新たな条例を定めるのか、あるいは後日規定等で定めるのか、その辺のところをはっきりしていただきたいということであります。

それから、功労者に対する処遇の問題ですけれども、これにつきましても、従来、横手市の場合は功労者等の処遇に関する条例というものがあつたわけでございますけれども、この後、処遇に関する条例というものを提案なさる予定なのか、その3点についてお伺いしておきたいと思っております。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 まず、1点目の消防等につきましては、第2条の第4号にあります「民生の安定に関し、著しい功労のあつた者」に該当するものと思われま。

それから、従来横手市で文化功労者の表彰を行っておりましたが、8市町村全体では、そういう取り組みをしているところはほかにはございませんでした。そういうところから8市町村にあります条例、規則、規定等を十分全体を調整しながら、今回は表彰条例ということで、特に功労者の条例等については今後制定するという予定はいたしておりません。

それから、表彰者に対する待遇であります。この後、実際に表彰するに当たりまして、受賞該当者の役職ですとか、在職年数ですとか、あるいは待遇などにつきましては、規則の中で定めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 31番柿崎議員。

31番（柿崎実議員） わかりましたけれども、文化功労者表彰についてであります。今、旧町村にはなかったというようなお話を伺いましたが、これは文化功労という名称しかなくても、表彰条例によって1から9までの該当する方を表彰するというだけでも、特に問題はないというふうに思います。

けれども、一方、新しい条例によりますと、技能功労者につきましては、別に条例を設けておるわけ
あります。表彰の何章でしたか、中に技能功労だけは特別条例を設けておるわけでありますから、何か
技能功労者だけについて新たな条例を設けておるといふことで、ちょっと異質な感じがいたします。技能
功労者に対する条例による表彰が必要であるとすれば、文化功労表彰というものもあってもいいのでは
ないかというふうに思うわけでありまして、技能功労者表彰条例と文化功労者表彰条例というのは2本
立てで設定すべきではないのかなと、何か技能功労者だけを条例で定めて、あとはすべて表彰条例とい
うのはちょっと片手落ちだという印象を受けるわけでありますけれども、その点は問題ないものでしょ
うか。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 技能功労者の表彰につきましては、合併時の合意でそのような形になってお
りましたが、従来、横手市では文化功労者の表彰と、それから、一般表彰という形で文化功労者以外の
ここに列挙してある内容で表彰を行っておりました。これらをトータルでいろいろ考えまして、8市町
村全体で今まで取り組んできた内容も踏まえながら、今回、それらを踏まえて新しいものにしようとい
うことで、表彰につきましては横手市表彰条例で基本的には一本でいくというふうな考え方であります。

なお、技能功労者については、特にそういう面において功労のあった人が表彰されるということ
でありまして、この横手市表彰条例の中では、技能の功労者で横手市表彰条例に基づいて表彰する必要が
ある方につきましては、さらに横手市表彰条例により表彰されるということになるかと思えます。基
本的には横手市で表彰する最上位の表彰条例というふうな形で考えておりますので、よろしく願い申
し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

午後 0時03分 休 憩

午後 1時30分 再 開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第164号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第15、議案第164号横手市振興基金条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第164号横手市振興基金条例についてご説明申し上げます。

本条例は、合併特例法第11条の2第1第3号により合併特例債を原資として基金を造成し、地域住民の連帯強化、地域振興等のために使用しようとするものであります。

内容についてご説明を申し上げますので、22ページ、23ページをお開き願いたいと思います。

内容であります。第1条では設置について、第2条では積み立て、第3条では管理について、第4条では運用収益の処理について、第5条では繰りかえ運用について、第6条では処分について定めております。

附則では、施行日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第165号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第16、議案第165号横手市地域間交流施設雄川荘財政調整基金条例を議題といたします。

説明を求めます。雄物川町区長。

皆川捷悦 雄物川町区長 ただいま議題となりました議案第165号横手市地域間交流施設雄川荘財政調整基金条例についてご説明いたします。

提案理由でありますけれども、交流センター雄川荘の健全な運営に資するため、財政調整基金を設置いたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いします。

条例の内容でありますけれども、1条は設置であります。雄川荘の健全な運営に資するため、横手市地域間交流施設雄川荘財政調整基金を設置する、これが設置目的であります。

第2条から第7条まででありますけれども、積み立て、管理、処分などの規制でありまして、ほかの財政調整基金条例と同じ内容になっております。

附則であります。この条例は、公布の日から施行いたしたいと、こういうものであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第166号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第17、議案第166号横手市十文字町仁井田総合コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。十文字町区長。

田中邦廣 十文字町区長 ただいま議題となりました議案第166号横手市十文字町仁井田総合コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

28ページをお願いいたします。

この改正は、施設の委託管理を廃止することに伴い、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

改正の内容は、条文中の施設の表示を統一し、それから、使用者の損害賠償義務について例外事項を定め、委託管理を規定してありました第3条を削除し、それに伴い条項、条文を整理するものでございます。

なお、この条例の施行日は、平成18年7月1日からとしております。

以上よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第167号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第18、議案第167号横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

佐々木一 大森町区長 ただいま議題となりました議案第167号横手市大森町高齢者生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、施設の管理委託制を廃止する条例改正であります。

30ページをごらんになっていただきます。

主な改正の内容についてご説明いたします。

市の直営施設として運営することから、現行の第4条、管理運営の委託にかかわる条文を削除して、負担金の減免の条文とし、第5条として、損害賠償義務を追加したものに改めようとするものであります。

なお、31ページ、別表（第3条関係）につきましては、説明分の変更が主なものでありまして、入居者負担額については従前のおりとなっております。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第168号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第19、議案第168号横手市大森町子どもと老人のふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

佐々木一 大森町区長 ただいま議題となりました議案第168号横手市大森町子どもと老人のふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案も施設の管理委託制を廃止する条例改正に伴うものであります。

主な改正の内容についてご説明いたします。33ページをお開き願ひます。

施設の直営施設として運営することから、現行の第4条、管理運営の委託にかかわる条文を削除し、損害賠償義務の条文に改めようとするものであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第169号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第20、議案第169号横手市五十田地区合併処理浄化槽使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。平鹿町区長。

柿崎洋悦 平鹿町区長 ただいま議題になりました議案第169号横手市五十田地区合併処理浄化槽使用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

35ページをお願いいたします。

第2条第3項を次のように改める。3項、合併処理浄化槽使用料の額は、毎使用月において前2項に該当するものが使用した上水道の使用水量をもとに算定するものとしております。これまでは上水道

でありましたが、文書の条例の中に上水道ということがはっきり明確化されておらずに、いわゆる使用料をもって使用料金ということになっておりましたので、明確化するために、そこに上水道の使用料というのが入りました。

以上よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第170号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第21、議案第170号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第170号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、平成18年度国民健康保険事業に要する費用及び介護納付金に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者及び介護納付金課税被保険者に係る保険税率を改正することに伴い、議会の議決を求めようとするものでございます。

改正の内容であります。合併協議会での確認事項に基づき、税率の改正を行ったところでございます。

37ページをお願いいたします。

まず、第3条第1項の医療給付分の所得割では、18年度の課税所得が合併時の試算での課税所得見込みから約14億円と大幅にダウンしたことによりまして、所要額に見合う税額約24億4,200万円ほどを確保するために、合併協議会の確認事項であります。不足が生じた場合は旧市町村ごと同率で引き上げて調整するという内容になっておりますので、合併協議会試算の税率に0.85ポイントをそれぞれ引き上げて調整を図っております。これによりまして、平均で約16%の増となります。

それぞれの税率は順番であります。横手市は9.5%から10.35%、旧増田町は9.3%から10.15%、旧平鹿町は7.84%から9.45%、旧雄物川町は8%から9.65%、旧大森町は8%から9.25%、旧十文字町は7.4%から9.05%に、旧山内村は7.8%から9.45%に、旧大雄村は9.55%から10.4%になります。

第4条の資産割につきましては、旧雄物川町、旧山内村は廃止、旧大森町は15%から7.5%と、合併協議会試算のとおりとしております。

下から3行目、第5条の均等割についても、合併協議会試算のとおりで、旧横手市は2万円から、旧増田町は1万8,000円から、旧平鹿町は1万7,200円から、旧大森町は1万9,000円から、旧十文字町は

1万8,000円からそれぞれ2万1,000円となります。旧雄物川町、旧山内村は2万1,000円、旧大雄村は2万4,000円で据え置きとなります。

38ページ、上から3行目の第5条の2、平等割につきましても合併協議会試算のとおりで、旧横手市は3万2,000円、ほかは2万8,000円となります。

以上によりまして、昨年度より1人当たりの税額は5,000円ほどアップし、平均で約5万9,200円となります。

次に、38ページの中ほどであります。第6条からの介護納付金の税率につきましては、合併協議会では資産割を廃止しまして、今年度から均一課税とするとしておりますので、合併協議会試算の税率に所得割を0.62ポイント引き上げ2.2%に、均等割を1,900円引き上げ8,900円とし、介護納付金に要する費用に充てる所要額約2億8,800万円を確保しようとするものでございます。これによりまして、1人当たりの税額は昨年度より6,600円ほどアップし、平均で約2万1,200円となります。医療分、介護分合わせますと、1人当たりの税額は1万1,600円ほどアップし、平均で約8万400円であり、一番アップしたところは十文字町の約1万6,800円のアップとなります。

38ページ、下から2行目以降、第13条第1項につきましては、税率の改正によりまして、国保税の税額7割・5割・2割軽減の額を改正しようとするものでございます。

いずれにしましても、景気の回復が実感できない厳しい状況の中、納税者の皆様にはご負担が増すこととなりますが、国保事業会計の維持のための税率改正となっておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上よろしくご審議のほど、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） この国保に関しましては、当初から各地域によりさまざまな税率の格差があると、その格差については市長から答弁をいただいて、合併協で決まったことだと、そういう中で6月の今議会を待っていただけで、この確定の数値が出てきた。思いがけないやはり厳しい数値だなど、そういう思いの中におります。

詳しくは一般質問等の中でお尋ねしていきたいと思うんですけども、ただ全体の所得が落ちている中で税率が上がった。そうすれば、今現在、非常に収納率が落ちている中で、国保の基盤そのものが経済的な所得からすると弱者と言われるような人たちが入っている国保会計であります。余計にその収納率が悪くなっていくんでないか。所信説明の中でありましたけれども、平成17年度並みの92.8%を見込んだ数値の中で今の数字が出ているわけでありましてけれども、なかなかこの92.8という数字を維持するのは困難ではないか。そういう中で、施策的にどのような考えの中でやっていくのか。非常に厳しいものがあると思いますし、そしてまた、この中で減免されている方々が結構いますけれども、これも実際もっともっとふえていくんでないか。そうした場合に、市としての持ち出しももっともといっぱいにならないと、これが維持できなくなっていくんでないかという心配もありますけれども、その点につい

でもお知らせいただきたいと思います。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 私の方からは、税の徴収率に関してお答え申し上げたいと思います。

それで、所信説明では92.8%というふうに出たっております。この試算する段階での見込みが92.8%、平成17年度でありましたという関係上、92.8%を目途に試算したわけですが、その後もずっと徴収の努力を続けておりましたので、最終的には平成17年度は93.22%ほどになるのかなと、そのように感じております。ただ、93.22%でも去年の実績からしますと0.4ポイントほど低くなっておりますので、決して十分な徴収率だとは当然思っておりません。

市長の所信説明にもありましたが、引き続き今まで以上に徴収の努力はしていかなければならないと、そのように思っております。ただ、旧態依然の徴収を続けるのではなくて、所信説明にもありましたが、徴収率向上の対策推進委員会等を設置いたしまして、いかにしてこれを徴収率、国保だけでなくほかの税目についても上げる方法を、その設置委員会等におきまして検討してまいりたいと思います。

また、本庁の納税課の方で主に徴収業務を担当しておられるわけなんですけど、地域局の税担当との連携のあり方、税につきましては、その地域に精通した職員の方が出向いていい結果が得られる場合と、逆に全く余り面識のない納税者と職員の関係が結果がいい場合と両面を持っておりますので、その付近も検討しながら徴収率向上のためにさらなる努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

以上であります。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 今回の合併協の推計と、それから今、実際に6月補正で、要するに、18年度の予算額との乖離の理由をちょっとご説明させていただきたいなというふうに思います。

4点ほどありまして、1つは、所信の中にも明記しておりますけれども、17年度の繰越額が1億ちょっと減ったということ。それから今、財務部長の方からもお話がありましたが、課税所得額が大幅に減ったということによる税額の確保が大変難しくなっている。それに収納率も合併協の推計では大体93%の後半部分で設定しておりましたけれども、17年度の見込みをかんがみますと、やはり92%台に見込むしかないということです。

それから、あとは医療費の関係なんですけど、これも一般の関係はある横ばい状態にはなっておりますが、退職の方が20%台の伸びになってきているということで、平均いたしますと、今回も医療費に関しましては5%増で見させていただいております。

そういう状況の中で、私ども福祉保健部の方で今、やはり一番力を入れていかなければいけないのは、医療費関係の抑制だと思っております。当然のことながら保健衛生活動ですか、それを一生懸命やっていく必要もあるだろうし、それから介護保険の関係、介護予防関係も、これも直接医療費の方にかかわってきますので、今、実際にいろいろ健康の駅事業を通じて一生懸命頑張っておりますので、そういうものを通じて医療費の方を抑制していきたいなというふうに思っております。

それから、一般会計からの国保特別会計への繰り出しの関係なんですけど、これは今の横手市の財政状況をみますと、ルール分以上の繰り出しはなかなかできない状況になっております。あくまでも保険制度の中で住民の方々、被保険者の方々にご理解をいただいて、その制度のルール内での対応をしていきたいと、そういうふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

田中敏雄 議長 16番齋藤議員。

16番(齋藤光司議員) もう二点、聞きます。

今の点についてなんですけれども、額による減免率が横手で12%、高いところで山内の15%ぐらい、額ですよ、減免率なんですけれども、そういう部分の中で、これ以上ふえていく予定がある、ぎりぎりの水準の中で、やはりこれ掛け切れないということで申請があった場合に、その水準がどういう程度か、まだ勉強不足でわからないんですけども、申請されたときに基準に合ったとしたならば、やはり2割・5割・7割の減免をしていかなければいけない。それが全体の中で12%から15%まで額の中で各地区あるけれども、平均の13%ぐらいの減免をしておると、その13%が今、市で持ち出しをして、今回の予算の中でも保険税減免分、一般会計からの繰り入れで3億3,000万の軽減分があるけれども、これが昨年度の課税の分をちゃんと掌握した数字の中での積算なのかということをもまず1点お聞きします。

それから、もう一点でありますけれども、滞納繰り越しの分で平成17年が5億5,800万あるわけあります。これについてやはり現年度分もやはり厳しいんですけども、これについて、まずどうするかという部分、それから不納欠損も8,237万4,000円引き落としてしているわけなんですけれども、8,000万の額をこういうふうにならぬ欠損という形の中でどんどん落としていっていいのか、これが正直、国保税の高どまりになっている部分もあるんでないか、ここの部分2点についてお聞きしたいと思ふんですけれども、対策についても。

田中敏雄 議長 国保年金課長。

森屋輝夫 国保年金課長 お答えしたいと思ひます。

国民健康保険税の決算見込みの関係で、保険税の軽減分の関係の繰り入れのことについてお尋ねだというふうに思ひますけれども、これは当初予算で17年度に繰り入れるべき額を、所要額を計算する際に組み込んで決算見込みを出しておりますし、18年度の税の所要額の関係につきましても、当初予算でこの分相当を見ております。ただ、実際に課税をしてみなければ、7割・5割・2割の軽減の額がはっきり出てきませんので、そのときにはそのときで一般会計からの増減の関係はあろうかと思ひますけれども、その際に精査をして、また12月の議会で補正をするという形になろうかというふうに思ひます。

それから、もう一点お尋ねの滞納繰り越しの関係でありますけれども、ちょっと直接私の方の担当ではないわけなんですけれども、不納欠損の額でありますけれども、前回皆さんのお手元にお渡ししました収納状況ということの資料に基づいてのご質問かというふうに思ひます。これにつきましては、16年度のそれぞれ旧市町村で実施された不納欠損の額ということで載せておりますが、ただいずれにしても、この額が、滞納額がふえて不納欠損するということになれば、どうしても一般税の関係には影響してく

るだろうというふうに思います。ただ、この不納欠損の問題につきましては、それぞれ法的な税法上の措置に従って実施をされてきているのではないかというふうに思います。

それ以上のことについては、財務部長さんの方からお答えをお願いしたいと思います。

以上です。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 税に関しては、現年分もちろんそうですが、滞納繰越分も当然徴収の努力をしなければならぬことは当然なことであります。それで、去年とことし、平成17年度の滞納分の徴収率を比較しても、現年同様0.34%、平成17年度の方が悪くなっております。いずれにしましても、先ほど申し上げたとおり、滞納分も含めましてどうしたらいいか本当に真剣に検討してまいりたいと思います。

それから、不納欠損のことではありますが、先ほど国保年金課長が申し上げたとおり、法的で時効の部分がほとんどの内容になっております。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。18番高安議員。

18番（高安進一議員） 不納欠損の扱いと申しますか、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども、ないとは思いますが、今、社会保険庁で問題になっております徴収率を上げるために分母を小さくするということが今、大変大きなミスになっているわけです。要するに、念のためですけれども、国保税、外の税のうちですけれども、そういうことというのは市の税務徴収の関係では絶対にあり得ないということですよ、確認しておきたいと思います。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 不納欠損については、むやみに不納欠損をするべきでないという観点に立っております。それで、これもやはり法的に不納欠損しなければならないというのはしなければならないだろうし、基本的には社会保険庁みたいな考えには立っておりません。してもございません。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑はありませんか。24番高橋議員。

24番（高橋勝義議員） まるきりわからないから聞きます。

17年度予算において、国保税に求める所要額を積算した結果24億4,200万必要だということは、この予算は国保会計が立てた予算というか、予算なんですか。

もう一つは、ことは所得が低かったから所得にかける率を多くする。それはいわゆる国保税そのものは税務課が徴収するわけですけれども、実際に市民の所得が低かったのか、最終的には調整額は税務調査においてはどのぐらいになるのか。調整額と予算との関係はどういうふうになっているのか、まずそれ1つお願いします。

田中敏雄 議長 国保年金課長。

森屋輝夫 国保年金課長 お答えを申し上げたいというふうに思います。

議員がお話しになりました所要額として必要だという数字につきまして、24億4,100万というお話だったというふうに思いますけれども、国民健康保険の場合は、ご承知のように1年間の医療費とか、それから介護納付金だとかいろいろなものがありますけれども、歳出で固まる部分をすべて固めまして、歳入で入ってくる国庫関係も全部固めると。最終的に固めた結果、その差し引きをしたときに不足分を国保税に求めるという形の計算になってございます。そういうことで最終的に国民健康保険の事業を担当しております国保年金課の方で計算した結果、6月補正分をお願いしておりますけれども、その結果を受けて最終的に現年度の税に求める額が24億4,000万ほどという形で算出をしたところでございます。この額に基づきまして、税務の方をお願いをしまして、このぐらい必要ですので、これに見合う形の税率を決定していただきたいということで試算をお願いしております。ただ、今回の場合はご承知のように合併税率ということで、合併協議で税率が一定程度枠がはまっておりますので、まずそれに基づきまして計算をしていただくと、その結果と私たちが必要とする税との乖離の関係でどういう調整の方法があるのかということで、最終的に18年度の今回の税率改正という形になったところであります。

それから、調整の関係ということでお話がありましたけれども、所得の関係につきましては、いずれにしても6月、民税が確定をして税金が出ていくときに最終的に確定になるわけでありまして、ですから、まだ現段階では試算という形になりますけれども、ほぼ同額の所得の関係を補足して試算をして計算をしているということでありまして、国保税につきましては7月が本課税でありますので、それまでのいろいろな移動の関係も出てきますので、実際に税金を賦課する場合と今回試算したものとでは、人員の国保の移動資格の関係で若干の差は出てくるというふうに考えております。

以上であります。

田中敏雄 議長 24番高橋議員。

24番（高橋勝義議員） 試算した結果、つまり収納率が93.64から0.8ポイント低くなる、そういう関係から26億3,100万円となります、こういうことを所信説明で言っております。結果的には26億3,100万円が本当は26億3,100万円を集めればいわけなんです。実際に税として取るときには、恐らくこれの3割から4割ぐらい調定額は多くなっているわけでありまして、国保会計で26億3,100万円税としてもらえばいいんですけれども、じゃ税務課の方では大体3割程度は多くなるとは思います、実際にそれは税率が昨年と同じであれば、いわゆる17年度と同じような所得水準であれば、あるいは税率が同じであれば、今までと同じぐらいの所得しかないわけでありまして、ただ、今回税率を上げます。上げるということは、完全に所得が低い、所得がないということで想定しているわけでありまして、それじゃ先ほど言ったように、実際に調整額はどの程度になるのかというのは税務課ではわかりませんか、調定額はどのくらいになるのか、わかりませんか。

田中敏雄 議長 国保年金課長。

森屋輝夫 国保年金課長 前回の議案説明会のおきにお渡ししております、多分資料に基づいてご質問かというふうに思いますけれども、その資料でも記載しております課税額（調定額）というふうに記載

をしております。それから、収納額（予算額）という形でございまして、国民健康保険税の場合は、結局収納率によってももちろん課税額が、調定額が変わってくるということではございます。ですから、国民健康保険として24億の予算額、いわゆるきっちり入ってくる額が欲しいということであれば、それに対して収納が100%であれば課税額も24億4,100万という形になるわけではございますけれども、しかしながら、ご承知のように収納率の関係がありまして、これを92.8%割り返して出しますと、いわゆる調定額、課税額になるわけではございまして、これが26億3,000万という形になってございます。計算的には逆算をして出すか、あるいは出た税率に収納率をかけて予算をおくかという、ただそれだけの違いだというふうにご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第171号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第22、議案第171号横手市雄物川共同福祉施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。雄物川町区長。

皆川捷悦 雄物川町区長 ただいま議題となりました議案第171号横手市雄物川共同福祉施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でありますけれども、現行の条例は施設の管理運営に係る条項が公益法人等に委託するという内容になっておりますので、管理委託制の廃止に伴いまして、この条項を削除するものであります。あわせまして条例の題名を改め、条文の整理などを行うものであります。

次の45、46ページをお開き願います。

改正条例の内容でありますけれども、下から3行目の第3条、これが管理委託の条項でありますので、全文を削除するものであります。他の改正部分は、ほかの施設の設置条例に倣いまして整理するものであります。題名でありますけれども、「横手市雄物川共同福祉施設設置条例」に改めたいとするものであります。

第1条の設置、それから第2条の名称及び位置、それに次のページの第6条の損害賠償義務は、条文を整理したものであります。ほかの改正部分は、文言の訂正と条の繰り上げであります。

附則でありますけれども、この改正条例は、公布の日から施行したいと、こういうものであります。

以上終わります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第172号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第23、議案第172号横手市市場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第172号横手市市場条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

48ページをお開き願います。

現在、条例に定められております市内の市場、増田、平鹿、十文字の3地域でそれぞれ通年の定期朝市として開設されております。

今回改正しようとする主な事項は、第5条に、市長は管理運営を団体等に委託することができるという条文がありますが、これを削除しようとするものでございます。3つの市場とも合併前からそれぞれ直営で運営されてきておりまして、現状に照らして管理委託制を廃止しようとするものでございます。

また、第9条につきましては、出店者に対し市場の秩序の確立、清掃の保持を規定したものでございますが、横手市市場規則に同様のものが出店者の義務として掲げられておりまして、今回条文から削除しようとするものでございます。そのほかは条文や文言の整理となっております。

この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第173号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第24、議案第173号横手市商店街振興駐車場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第173号横手市商店街振興駐車場設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

50ページをお開き願います。

現在、条例に定められております横手市商店街振興駐車場は、増田地域2カ所、雄物川地域2カ所、

大森地域1カ所、十文字地域1カ所の計6カ所となっております、いずれも無料で利用されているところであります。今回改正しようとするのは、これまで第4条に規定してありました管理の委託を削除し、管理委託制を廃止しようとするものでございます。あわせて第4条に記載の内容のとおり、駐車場内における盗難、事故等の損害賠償義務の条項を改めて定めようとするものでございます。

この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上よろしくお願ひ申し上げたいと思います。終わります。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第174号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第25、議案第174号横手市大森農業者休養健康増進施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

佐々木一 大森町区長 ただいま議題となりました議案第174号横手市大森農業者休養健康増進施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、横手市内の温泉保養施設利用料との均衡を図るため条例改正するものであります。

52ページ、53ページをお開き願います。

第1条でございますが、設置の場所、横手市字文天鏡田となっておりますのを横手市大森町を入れまして字文天鏡田と改めるものであります。

次に、7条の関係でございますが、損害賠償義務ですが、「農業者休養施設又は備品等」となっているのは、これは従前が附帯施設となっておりますのを備品等に改めようとするものであります。

53ページの別表第3条関係であります。入浴料では、現行では2時間を超える利用料という項目を設けておりますが、これを廃止し、300円と150円に統一したものであります。2の定期券の入浴料につきましては、70歳以上の定期券というのを設けておりますけれども、これを廃止したものであります。3の回数券の入浴料金については、従前のとおりであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第175号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第26、議案第175号横手市国産材需要開発センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。山内区長。

大和正治郎 山内区長 ただいま議題となりました議案第175号横手市国産材需要開発センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、施設使用料と使用時間を変更する条例改正であります。

内容についてご説明申し上げますので、56ページをお開きください。

別表の改正であります。これは夜間使用の廃止と木工機械使用料の改正の2点であります。夜間使用の廃止についてですが、国産材需要開発センターは、過去5年間夜間の使用申請実績がほとんどないことから、午後6時から9時までの夜間使用を廃止するものであります。

次に、木工機械使用料ですが、これは夜間使用の廃止により、午後5時から午後9時までの使用料140円を削除し、また、午前9時から午後5時まで200円であったものを3時間300円、以降1時間ごとに100円に改正するものであります。

この条例は、平成18年9月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第176号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第27、議案第176号過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第176号過疎地域自立促進計画の変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成17年12月議会で議決いただきました過疎地域自立促進計画を変更するために議会の議決を要するものであります。

内容であります。60ページをお開き願います。

60ページにありますとおり、まず、基盤整備事業、上の大きい箱の中ですが、基盤整備事業で横手地域と大雄地域の計6地区を加えようとするものであります。

次に、市町村道路の整備ですが、ちょうど中の欄であります。横手地域と大雄地域2路線を加えようとするものであります。

それから、最後の部分が高齢者老人ホームのところでありますが、雄水苑の増築について加えようとするものであります。

なお、雄水苑につきましては、12月議会で議会において過疎自立促進計画に加えるべきだというふうなお話がありましたが、そのときには合併特例債で事業実施した方が有利だということで今回は載せないということでお話ししておりましたが、平成17年12月22日付で合併特例債では定員29床以下のものが事業対象になるという通知が出されまして、合併特例債で事業実施できないことになりましたので、今回過疎自立促進計画の方に加えようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。18番高安議員。

18番(高安進一議員) 事業そのものは今までやられている継続の事業だと思いますけれども、今変更するという事は、要するに、過疎債を対象にという考えのもとでの変更だと思いますけれども、こういう事業が先ほど雄水苑のことについては説明がありましたけれども、こういうものを事業を組むという時点で、財源的なものが途中で変更してくるということというのはあるものでしょうか。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま変更しようとする各事業があるわけですが、これはすべて当初予算に計上済みであります。ただ、過疎債を活用するとなると過疎計画にのっておらなければならないと、それが最低条件であります。それで、当初は9月ころまでにこの予算に合わせました過疎計画の変更ということを計画しておりました。ところが、本年から地方債起債の制度が協議制に移行になります。それで協議制に移行になることから、県の方でのヒアリングも物すごく早まりまして9月までには待つておられないと、その前にヒアリングがあるという事情がございまして、今定例会に過疎計画の変更をお願いしようとするものでございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 18番高安議員。

18番(高安進一議員) そうすれば、当初予算で事業を審議する段階においては、財源はこれから何とふれるかわからないというような状況の中での審議、これはそうであったわけですがけれども、それが普通と考えてもよいことでしょうか。本来であれば、やはり相当しっかりしたところの財源というものをある程度見通しを立てて、その中での予算措置、事業の措置だと思いますけれども、そこら辺のところちょっと説明お願いしたいと思います。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 この事業の中で、下の方ですが、折橋・四津屋線につきましては、過疎債を当初予算から予定しておりました。ただ、予定したというのは市側だけの内容でございまして、過疎計画にはのっておらなかったという関係上、過疎債を活用するということは、9月までには過疎計画の見直しをお願いしようとしておるつもりでしたが、先ほど説明したとおり、早めなければならないという事情

が発生しましたので、今回お願いしておるわけであります。

それから、ほかの事業につきましても、過疎でなくて一般単独とか、そういう起債の特財を予定しておりましたが、過疎の方が有利だということで、今回の過疎計画にのせていただきまして過疎債を活用していきたいと、そういう内容でございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 18番高安議員。

18番(高安進一議員) これで最後にします。ですから、当然説明の内容もわかりますけれども、要は逆の場合も考えられるわけで、過疎を予定して事業を組んで予算を組んで、今度過疎がだめになったからといって一般の起債で、もし有利性がなくなる、それでも事業はやっていくということになってきますと、要するに、財政計画そのものにも狂いが生じてくるわけです。ですから、やはり本来であれば事業が入るときに、県や国の骨子もありますけれども、過疎を想定するならその時点でこういうものを上げなければならないし、そういう財源というものも、ある程度見通しが立った中での予算というものが実は普通でないかなと思うわけです。ですから、9月とか3月とか、今、6月とかってありますけれども、本来であれば3月の予算にその時点での過疎計画の変更にした方が、私どもが見る場合も予算全体の財政的な面を見る場合も、こういうのが狂わないでくるわけですから、そこら辺のところをお願いするわけです。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 高安議員さんおっしゃるとおりだと私も思います。ただ、当初の過疎計画をつくる段階、合併協の中でも審議されたわけなんですけど、当初過疎地域が5町村ですか、5町村のハード部分を主に吸い上げて、それでないところのハード部分は余り登載なかったと、そういう関係上、高安議員さんがおっしゃるとおり、ちゃんとしたと言えればいいですか、事業計画に基づいた過疎計画、財政計画、当然必要になってくるだろうと思います。当然10月を目安にして、今、19年以降の財政計画を策定しようとしておりますので、総合計画との兼ね合い、その他の計画との兼ね合いもありますが、そこら付近を考慮、十分にしながら、財政計画の面においても検討というか考慮していきたいと、そのように思います。ありがとうございます。

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第177号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第28、議案第177号市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題となりました議案第177号についてご説明を申し上げます。

これは市道路線の認定について議会の議決を求めようとするものでありますが、62ページをごらんい

ただきたいと思います。

3083号醍醐住宅団地1号線から醍醐住宅団地9号線まで、これについては昨年度、平成17年度に整備をいたしました平鹿町醍醐住宅団地内の道路が完成いたしましたので、市道として認定をしようとするものであります。

さらに、3092の四ツ屋・醍醐小学校線であります。これについては、県道浅舞・醍醐線と醍醐小学校を結ぶ通学路ということで、自転車、歩行者専用の道路として完成をいたしましたので、これを認定しようというものであります。

それから、最後4090号であります。石持川・沼館橋線であります。これは大変申しわけございませんが、起点・終点のところに数字、地番が入っておりません。これは印刷の関係で大変申しわけございませんでした。沼館字中助五郎林、起点が41、それから終点が51というふうに挿入いただきますようお願いをいたします。大変申しわけございませんでした。これについては、県道の横手・東由利線の歩道整備事業に伴って県が行いました側道部分を、県から旧雄物川町の時点で昨年度移管になったものを今回市道認定しようとするものであります。

以上でありますので、よろしく願いをいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第178号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第29、議案第178号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第178号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成17年3月20日三種町、3月21日能代市、3月27日八峰町が設置されましたことに関連して、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体、これは一部事務組合も含まれますが、地方公共団体の数が減少すること、また、それらに関連いたしまして、共同処理する事務を変更することに伴いまして、規約の一部を変更しようとするものでありまして、本議会の議決を得ようとするものであります。

65ページに変更内容が書かれておりますが、内容はただいま説明申し上げたとおり、3市町の設置に関連する内容でありますので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第179号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第30、議案第179号秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第179号秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明申し上げます。

本案は、3月20日三種町、3月21日能代市、3月27日八峰町が設置されたことに伴いまして、旧市町村を脱退させ、合併後の市町を加入させようとするものでありますので、地方自治法に基づきまして本議会の議決を得ようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第180号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第31、議案第180号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第180号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてご説明申し上げます。

本案は一般会計からの繰入額「3,050万2,000円以内」を「3,425万1,000円以内」に改めることにつきまして、本議会の議決を求めようとするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第181号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第32、議案第181号平成18年度横手市十文字地域簡易水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第181号平成18年度横手市十文字地域簡易水道事業特別会計への繰入れについてご説明申し上げます。

本案は、簡易水道事業推進のため、平成18年度横手市一般会計から553万4,000円以内を繰り入れることにつきまして、本議会の議決を求めようとするものでございます。

よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第182号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第33、議案第182号平成18年度横手市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 議案第182号平成18年度横手市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ10億1,544万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ463億6,397万1,000円に定めようとするものでございます。

次に、第2条、地方債の補正でございますが、7ページをお願い申し上げます。

第2表で、振興基金積立事業外2件を追加いたしまして、富士見大橋耐震補強事業を廃止するとともに、次の8ページにございますように、フォレストコミュニティ総合整備事業外3件の限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出の方からご説明申し上げますので、17ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費の財産管理一般として265万7,000円を計上しております。これは公共施設のアスベストの定性・定量分析と粉じん濃度測定を行うための経費でございます。公共施設のアスベスト対策につきましては、旧市町村ごとに一様でなかったことから、統一した対応方針を定め、その方針に基づいて含有検査や濃度測定を行おうとするものでございます。

次に、18ページをお願いします。

同じく総務管理費、7目企画費に企画経常分として336万8,000円を計上しております。この中身は、売却済みでありました雄物川地域の中島東分譲宅地を契約解除の申し出によりまして買い戻すための経費310万3,000円が含まれております。この金額は、売却価格から違約金、代金の3%を引いた額でございます。

同じく企画費にコミュニティ助成事業として360万円を計上しております。これは、財団法人自治総合センターの助成を受けまして、2つの町内会等の団体に助成を行うものでございます。1つは、増田亀田地域センター運営協議会にデジタルビデオカメラ等の備品の整備220万、もう一つは、上真山町内会に太鼓等の備品整備140万円となっております。

同じく企画費に分譲宅地維持管理費として212万7,000円を計上しております。これは、市が保有しております分譲宅地の残区画の販売促進を図るための経費でございます。具体的には情報誌に広告を掲載するとともに、秋田県宅地建物取引業協会と紹介業務に関する協定を締結し、その紹介によって分譲地が売れたときは紹介料を支払うことによって、分譲宅地の販売を促進しようとするものでございます。

同じく企画費に活力ある地域づくり支援事業として222万5,000円を計上しております。これは地域資源を活用した事業として、財団法人地域活性化センターの助成を受けまして、全日本元祖たらいこぎ選手権大会の第20回記念大会の開催に対して助成を行うものでございます。この大会は、8月15日から16日において行おうとするものでございます。

続きまして、22ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、9目介護保険対策費に介護保険事業特別会計繰出金として4,423万1,000円を計上しております。これは介護保険第3期事業計画にあわせた介護給付費の増額等による特別会計への繰出金でございます。

23ページでございますが、同じく民生費、2項児童福祉費、2目児童手当費に1億8,910万円を計上しております。これは児童手当の給付対象年齢が小学校3年生就学前から小学校6年生就学前に拡大されたことと、所得制限緩和に伴う児童手当の増額でございます。

続きまして、25ページをお願いします。

民生費、5項災害救助費、1目災害救助費に災害見舞金支給事業として250万円を計上しております。これは、横手市災害弔慰金の支給に関する条例に基づきまして、ことしの豪雪によって亡くなられた方を豪雪による災害死と認定しまして、遺族の方に対しまして災害弔慰金を支給しようとするものでございます。

続きまして、28ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に、あなたと地域の農業夢プラン応援事業として9,366万3,000円を計上しております。これは、県の補助内示に伴う事業費の増額でございます。

次に、29ページをお願いします。

同じく農業費、8目農地費に農地費総務事務費として875万円を計上しております。これは増田地域の吉野地域生活総合センターが建っております企業土地を売却するため建物の取り壊しや測量等を行うための経費でございます。

次に、30ページをお願いします。

農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費のフォレストコミュニティ総合整備事業から4,898万7,000円を減額しております。これは、県の補助内示額の減による事業費の減額でございます。これによりまして、当初予定しておりました林道外稜作線の改良工事が来年度以降の事業となる予定でございます。

同じく林業振興費に地域材利用促進対策事業として1,915万7,000円を計上しております。これは地域材の利用促進を図るため、木造公共施設整備として雄物川地域に東槻交流館を建設しようとするものでございます。木造平家建ての計画でございます。

次に、31ページでございますが、7款商工費、1項商工費、4目商工観光施設費に、ふれあいセンター管理運営費として1,700万円を計上しております。ふれあいセンターは、ことしの4月から財団法人横手市観光協会を指定管理者として指定し、管理運営を行っておりますが、電気料などの光熱水費や燃料費は横手地域局庁舎と一体で払っておりますことから、ふれあいセンター分の電気料などを一たん市が払った上で、同額を観光協会から市に納入してもらうことによる増額でございます。

同じく商工観光施設費に源泉原水施設管理運営費として327万2,000円を計上しております。これは、相野々温泉の源泉予備ポンプの購入453万2,000円と上畑温泉の源泉衛生管理にかかわる経費の組み替えによりまして126万円の減額でございます。相野々温泉につきましては、本年2月に源泉ポンプが故障し、急遽予備ポンプと交換した経緯がございました。そのため現在、予備ポンプがない状態でございますので、今回購入しようとするものでございます。

続きまして、33ページをお願いします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費に地方道路整備臨時交付金事業としまして5,120万円を計上しております。これは観光城山1号線の事業費の増額5,000万円と大橋・明沢線の給水管布設工事120万円などでございます。観光城山1号線は、横手スキー場付近におきまして、奥羽山麓大規模農道と接続されますが、奥羽山麓大規模農道は来年の国体開設前の開通を目指しておることから、それにあわせまして事業の進捗を図るため、今回事業費を増額しようとするものでございます。

同じく4目橋りょう維持費から2,860万円を減額しております。これは富士見大橋の耐震補強工事の減額であります。緊急輸送道路の橋りょう耐震補強3カ年プログラムの補強工事を行う基準が変更になったため、富士見大橋の補強工事が該当しなくなったことによる減額でございます。

34ページをお願いします。

4項都市計画費、5目下水道費の下水道事業特別会計繰出金から6,524万円を減額しております。これは下水道事業の人件費補正に伴う繰出金の減でございます。

同じく土木費、5項住宅費、2目住宅管理費の公営住宅管理費として330万5,000円を計上しております。これは、増田地域局におきます町東住宅の雪害による屋根のひさしの修繕と雄物川地域局におきます下鶴田住宅の融雪ポンプの井戸を1基増設するための経費でございます。

次に、35ページでございます。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費に消防施設管理費として106万3,000円を計上しております。これは、市内のすべての消防ホース乾燥中に消防ホースを固定するアームと固定金具を取りつけるための経費でございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、3項教育指導費に学校生活サポート事業として693万2,000円を計上しております。これは、障害者等による特別な支援を必要とする児童・生徒に対しまして、学校生活を支援する指導員をふやすための経費でございます。

次に、37ページでございますが、同じく教育費、2項小学校費、1目学校管理費に小学校大規模改造事業として649万9,000円を計上しております。これは、阿気小学校の耐震2次診断を行うための経費でございます。

同じく3項の中学校費、1目学校管理費に中学校大規模改造事業として1,647万3,000円を計上しております。これは山内中学校の耐震2次診断と増田中学校の耐震補強工事の実施計画を行うための経費でございます。

41ページをお願いします。

13款諸支出金、2項基金費、3目目的基金費に振興基金積立金として4億円を計上しております。これは、合併特例債を活用した基金の積み立てでございます。新たに横手市振興基金を設置いたしまして、総額40億円の基金を造成して活用しようとするものでございます。

ただいま申し上げたほか、人事異動後の新しい職員配置に応じまして、人件費の組み替えを行っております。一般会計の一般職全体では特別会計との人事交流等があったことなどのため、一般会計では17人の増、金額にいたしまして約2億6,651万円ほどの増となっております。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入でございますが、9ページをお願いいたします。

各款ごとの歳入は記載の補正額の欄のとおりでございます。

今回の補正額10億1,544万5,000円の財源といたしまして、国・県支出金、市債、その他特定財源に6億3,409万8,000円、一般財源としましては、老保会計からの繰入金などのほか財政調整基金から3億3,903万5,000円を繰り入れまして、収支の均衡を図っております。今回、財調から3億3,900万円ほどの取り崩しによりまして、18年度末の財政調整基金の残高は7億4,386万8,000円、今現在8,000円となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） 28ページの農業費の5,797万3,000円を減額して、新たに予算化しておりますが、これはどういうふうな内容のものですか。

それから、教育費の耐震診断でございますが、現在、横手市の小・中学校合わせて32校ですか。これらの学校に対する診断がどの程度終わっているのか、そしてまた、今後の計画はどうなっているのかお尋ねいたします。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 6款の農業振興費の関係の新山村振興等の予算の関係です。

これについては、当初予算では山内地域局の方に予算措置しておりました。ただ、事業の推進上、農林整備課の方がよりスムーズに行くということで、29ページの方に新たに5,797万3,000円、これ組み替えしたものでございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 小・中学校の耐震の件についてご説明申し上げます。

平成18年4月1日現在で、文科省から耐震報告をするように調査要請がありました。今回、昭和56年以前に建設された学校等については、その耐震基準の要件を満たしていないので調査するようという指示があつて、ほぼ横手市立の学校では優先度調査なんかもやっておりましたので、おおむね耐震率は100%近く実施されております。ただし、統合の件で進んでいる学校もありますので、それらについては耐震調査する必要がないだろうということで保留にしておりますので、それ以外の建物、学校についてはほぼ100%近い耐震率の調査が終わっておるということであります。

それで、今回補正にお願いした学校のこの耐震の結果であります。4月1日の結果を受けまして、耐震のランクづけがなされました。文科省からランクづけがなされまして、ランク1から5までというふうなことでそれぞれ耐震率が示されましたので、その耐震率の高い方から、さらに第2次診断を受けようということで予算化をお願いしたところであります。増田中学校につきましては、旧増田町でそれぞれ第1次、第2次診断をやられておりましたので、耐震補強の実施設計を行うということで19年の工事を目標して18年の設計というふうなことで予算化をお願いしたところであります。それから、山内中と阿気小学校につきましては、18年度中に2次診断を行いまして、山内中につきましては19年度の設計、さらに阿気小学校については20年度の設計というふうなことで、まずとりあえず診断を今年度行いたいということで予算化をさせていただいたところであります。

以上です。

田中敏雄 議長 32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） 全国的に見て、学校の耐震診断が非常におくれていると、しかも、補強事業はさらにおくれているというふうなことで、大きく報道されたわけでございます。今、次長からの話で、説明の内容はわかったわけでございますが、やはりそういうふうな公共建物ということだけでなく

て、将来の子供たちを預かる学校でございますので、きっちりしたそういうような計画を立てて、具体的に進めてもらいたいというふうに思います。

旧横手についてはほとんど終わっているということでございますが、補強工事が必要な箇所がないのかどうか、その1点、もう一度確認したいと思います。

それから、またちょっと戻りますが、30ページの林業振興の地域材利用促進対策事業1,915万7,000円ですが、恐らくこれはどういうふうな、起債なのか補助なのか確かではないんですが、恐らく18年度の事業だとすれば、本来、当初に計上すべき事業だったと思いますが、なぜ今回補正で上げなければならないのか、当初の段階でこれが、事業化が見通しが立っておらなかったのかどうか、と同時にこの事業の内容と完成後の管理等についてお尋ねいたします。

田中敏雄 議長 教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 赤川議員さんの補強工事等の件でご質問ありましたので、お答えしますが、先ほど申しましたように、文科省から示されましたランク1から5までというふうなことでの調査結果が出ておりますので、あえてそれに従いまして進めていくとすれば、急いで補強するという学校は今のところありませんので、このランクに従って計画的にやっていきたいというふうに考えております。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 地域材利用促進対策事業、これは財務部長からもご説明ありましたように、雄物川地域局の関係ですけれども、東槻会館の建設でございます。6月の補正じゃなくて当初に計上するべきではなかったというご指摘ですけれども、当初、県の方の対応が未確定でありました。今回、県の方の事業認定がなりましたので、大変失礼とは思いましたけれども、今回の補正に計上させていただいた次第であります。

事業の内容としましては、国から2分の1の補助金が交付されます。そのほかについては過疎債を充当したい考えであります。交流館の概要ですけれども、建築面積が89.03平米ということで、約27坪でございます。木造の平家建てでございます。完成後はどうするのかということですが、指定管理者制度によって管理委託をしたい考えであります。ただ、いろいろな軽微なものについては指定管理者の方で負担しますけれども、市で負担するのは保険関係になろうかと思っております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。10番近江議員。

10番(近江湖静議員) 3点ばかり聞いておきます。

最初、18ページの総務費の7目の企画費の中で、コミュニティ助成事業の内容でありますけれども、町内会館への備品の助成という説明でございました。増田と上真山ですか、その金額は別にして、コミュニティ事業の助成の備品の助成について、規格とか規定だとかそういうものがあつたら具体的に教えてもらいたい。町内会館の建物とか、そういうものについてはわかりますけれども、備品の関係に

ついて教えてください。

それから、2番目の22ページの10目の交通防犯の関係の交通安全対策の工事請負費の39万8,000円ですか、内容。

それから、31ページの商工費、商工観光施設費のふれあいセンター管理運営費に1,700万円の光熱費という説明でありましたが、これは当初予算ではどういう計上されて、指定管理者になったから、また新たに出しているという、それをちょっと私、頭の回転が回りませんので、教えてください。

次、もう一点、36ページの教育指導費、県の事業であるようであります、学校生活サポート事業693万2,000円ですか。これは県からの助成が入っておりますが、具体的な内容もこの説明の中に書かれておりますが、障害関係について、特別支援を要する児童・生徒たちの学校支援する動員をふやす、具体的に693万2,000円についての使い道、学校、あるいは内容について。

以上。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 コミュニティ助成事業であります、これは宝くじの収益金が充てられるものでありまして、それにはいろいろありますけれども、地域振興のための事業を支援するというのがありますが、これはこの18ページの企画費の一番最後にあります活力ある地域づくり支援事業、これは増田のたらいこぎへの助成であります、これが認められました。それから、上真山につきましては、地域文化を承継するというので太鼓の購入が認められました。太鼓です。どんどんどんの太鼓。それから、亀田の地域センターにつきましては、その地域の映像等を長く残すということで、ビデオカメラの購入が認められております。そういうふうな地域振興、あるいは地域文化の継承、地域のそういうものに充てる事業であります。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 22ページの社会福祉費の交通防犯対策費の中の交通安全対策事業、39万8,000円補正計上させていただいておりますけれども、この事業内容なんです、これは旧大森町時代からの懸案事項でございます、川西の大森町、川西保育所と、それから川西の郵便局の間に半倒壊の廃屋があるわけなんです、所有者についてはわかっておるんですけども、連絡がとれない状況の中で、その廃屋が風等でかなりいろいろなこっぱとか、そういうものが飛散するというので、地域の住民の方々からいろいろ苦情が出ておりました。ただ、それに対応するために所有者をいろいろ大森地域局の方でも連絡をとるためのいろいろな手だてをやってきたんですが、どうしても連絡がとれない状況の中で、でも住民の方からは何とかしてくれということで、とりあえず、ごみが飛散しないように、道路の方に、通行者の方に影響がないようにするために危険防止用の防護ネットを、高さ4メートルの防護ネットを張って、まずは対症療法的に対応しようではないかなと、そういうことで今回39万8,000円を計上させていただいたところです。

ただ、このネットを張るときに、やはり権利関係がありまして、その所有者の方の屋敷内にネットを

張るという行為ができないわけですし、そういうことも果たして市の職権でネットを張るという行為自体もできるのかどうかということもいろいろ議論するところもありますので、これから検討をさせていただいて、住民の方々の安全対策のためにいろいろ取り組んでみたいというふうに思っておるところでございます。

よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 3点目の31ページ、ふれあいセンターの管理運営費の件についてご説明いたします。

ふれあいセンター、かまくら館ですけれども、今度指定管理者制度に移行になります。その関係で、燃料費と電気料を予算措置しまして、その分を管理を受けます観光協会から市の方に払ってもらおうと、そういうことであります。燃料費につきましては400万を積算しております。電気料については1,300万、今回1,700万の追加補正をお願いしようというものでございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 学校生活サポート事業についてお答えいたします。

当初の予算額であります、当初は736万7,000円で見積もっておりました。県からは障害児支援、あるいは日本語支援により管轄課が異なっておったためにということで今回内示がありました。障害児支援につきましては1,290万7,820円の内示額であります。日本語支援については1,400万という額でありまして、内示額合計が1,430万7,820円となったところです。したがって、歳入見込みであります1,430万円を当初の736万7,000円差し引きますと693万3,000円ということで、これを補正させていただきまして、このサポート事業を進めさせていただきたいというものであります。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案はお手元に配付しております付託表に記載のそれぞれの委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

3時30分に再開いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時30分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第183号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第34、議案第183号平成18年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第183号平成18年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,399万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を101億9,317万6,000円に改めようとするものでございます。

歳出から説明いたしますので、10ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、主なものといたしまして、嘱託職員の雇用に伴う増額補正でございます。

次に、2款1項2目の退職被保険者等療養給付費は1億3,675万1,000円の増額補正をいたしております。これは当初予算で平成17年度1人当たり給付費を7%増と見込んでおりましたが、平成18年度療養給付費を見込んで積算しておりましたが、平成17年度実績が9%増ということになったことから、平成18年度におきましては10%増として見直しをしたことによる補正でございます。

次に、3款1項1目の老人保健医療費拠出金ですが、3億1,823万1,000円の減額補正をいたしております。これは平成18年度の老人保健拠出金が確定したことによる補正でございます。

次に、12ページをお開き願います。

4款1項1目の介護納付金は7,804万6,000円の減額補正をいたしております。これは18年度介護納付金が確定したことによる補正でございます。

次に、9款ですが、9款1項3目の償還金は2,499万9,000円の増額補正をいたしております。これは平成17年度退職者等の保険給付費にかかわる療養給付費等交付金の実績見込みが2,500万円超過している分の返還金の補正でございます。

次に、10款1項1目の予備費でございますが、78万1,000円の減額補正をしております。これは、国税の積算による差額分を収支の均衡を図るため予備費を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は6億3,577万9,000円の減額補正をいたしております。これは本定例会に提案しております国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の国民健康保険税率に基づき、医療給付費分現年度課税分について合併協議で決定された旧市町村の所得割税率を0.85ポイント引き上げまして、平等割額、均等割額は合併協議と同額として積算いたしました額に収納割合を乗じて予算額を決定いたしております。また、介護納付金分現年度税分については、合併協議により決定された所得割税率を0.62ポイント引き上げまして2.20%に、均等割額を1,900円引き上げまして8,900円に、平等割額は合併協議と同額の5,000円として積算した額に収納割合を乗じまして、予算額を決定いたしております。

2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、2,626万1,000円の減額補正をいたしておりますが、一般被保険者と同様に積算をして算出したしております。現年課税分の収納割合につきましては、一般被保険者92.1%、退職者被保険者については96.1%見込んで加重平均で92.8%というふうに積算いたしております。また、滞納繰越分につきましては、平成17年度の収納実績に基づきまして、一般被保険者については9.25%から12%に、退職被保険者は9.4%から28%に引き上げ算出し、それぞれ増額補正をいたしております。

次に、8ページ、お開き願います。

3款療養給付費等負担金から9款の繰越金までは歳出額の確定に伴う補正でございますので、説明を省略させていただきます。

以上よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。24番高橋議員。

24番（高橋勝義議員） 軽くなったところで、軽く質問します。

合併前と合併後なんですけれども、合併前はそれぞれの市町村が税率を確保するために基金を全部使っちゃったというのが現状です。そこで、合併前のことは言ってもしょうがありませんので。ただ、国保会計は苦しい苦しいと言いながら、毎年どこの会計状態も繰越金が出るというのが現状です。17年度においても7億1,500万繰越金が出ました。18年度予算においては、当初予算では国保税が34億6,000万ほどの予算を置いたんですけれども、今回の補正で27億9,800万ほどになったわけでありまして。

そこでなんですけれども、実際には26億ほどの国保税で間に合うということを所信説明で言っておりますが、そこで先ほども税務課にちょっと聞いたんですが、それでは実際に調定額は幾らなのかということは、国保税そのものは市民にとっては一番重い税金であります。重税であります。ただ、お医者さんにかかったときは、これほどまたありがたい制度がないというのが現状であります。とりあえず国保税は高いもんだ、こういう感覚にあります。

そこで、先ほどその税率を求める段階で合併協議による推計税額と言っておりますが、実際我々は合併時の推定税額のそのあれも全然わかりません。今回、実際に横手市民は所得が上がれば税率が同じでも国保税は当然いっぱい納まるわけでありまして、もし同じような状態で税金を市民に賦課するのか、あるいは実際に申告も終わっておりますから、調定額は出ているはずなんです。あるいは予想ができるはずなんです。実際幾らなのか教えていただきたい。

田中敏雄 議長 国保年金課長。

森屋輝夫 国保年金課長 お答え申し上げます。

国民健康保険税の医療給付分の現年度課税分の調定額でありますけれども、これにつきましては21億6,700万ほどであります。これに先ほど部長が説明しましたように収納率、一般の場合は92.1%を掛けて算出をしております。それから、一般の国民健康保険の介護納付分の関係の調定額として予定している額が2億6,619万であります。これにつきましても92.1%の収納率を掛けて算出をさせていただきます。

それから、退職者の医療の現年分でありますけれども、これの調定額が4億6,350万という形で算出をして96.1%の収納率を掛けて税額を算出しております。それから、退職の方の介護納付金分ですけれども、これにつきましては4,928万7,000円ということで96.1%の収納率を掛けまして算出をしております。

先ほども申し上げましたけれども、議員説明会の中で出しました資料の課税額（調定額）という形で出しておりますが、その額がいわゆる調定額になります。それに収納率を掛けまして、加重平均で92.8ということで、退職一般で収納率それぞれ分かれるわけでございますので、その収納率を掛けまして算出した結果が今回の国民健康保険税の予算額という形になってございます。ということによりましてお願いいたします。

医療給付分の調定額が26億3,000万円ほどでございます。それから、介護納付分の調定額が3億900万円ほどでございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 8ページをお願いします。

3款2項国庫補助金の1目財政調整交付金であります。この中で今回5,944万円補正になっておりますけれども、これについては非常に収納率との関係があって、収納率が下がると調整交付金が下げられると、そういうふう聞いておりますけれども、17年度の決算見込みによりまして12億、それが今年度11億をまず立てて5,944万減っておりますと、これのまず意味づけをお聞きしたいと思います。

田中敏雄 議長 国保年金課長。

森屋輝夫 国保年金課長 お答え申し上げます。

3款2項の財政調整交付金でありますけれども、これを減額したのは老人保健拠出金並びに介護納付金が減額になったということで、歳出の方でお話し申し上げましたけれども、その関係でこの部分もすべて国の方の財政調整交付金の該当になりますので、その分も含まれますので、それに減額した相当分がここで、歳出で減額した相当部分が財政調整交付金でも減額になるということで、積算をしますと5,900万円ほど減額になるということでございます。

それから、収納率の関係のお話がありましたけれども、ご承知のように、いわゆる一般療養給付費、保険給付費に係る部分の調整交付金につきましては、収納率が悪ければペナルティーということがあります。それは92%を切った場合に、いわゆる一般の被保険者の退職国保以外の一般の部分の収納率が92%を切りますと、約5%相当の調整交付金の減額がなされると、いわゆるペナルティーが与えられるという状況になってございます。ただ、今回の補正をいたしました財政調整交付金につきましては、その理由ではなくて、先ほど申し上げましたように老人保健の拠出金、それから介護納付金の額が確定して減額になったために、これに対応する国からの調整交付金を減額したというものでございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第184号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第35、議案第184号平成18年度横手市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第184号平成18年度横手市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億390万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億4,519万5,000円に改めようとするものでございます。

8ページをお開き願います。

歳出の説明ですけれども、2款1項1目の償還金は1億6,361万1,000円の増額補正をしております。これは平成17年度決算見込みにおいて、支払基金からの交付金、国庫負担金、県負担金について医療給付費が見込みより少なかったため、それにより返還金が生じたことによる補正でございます。支払基金への償還金は5,698万6,000円、国庫への償還額は7,715万4,000円、県への償還額は2,947万2,000円となっております。

次に、2款2項1目の一般会計繰出金は4,029万5,000円の増額補正をしております。これは、償還金同様に平成17年度決算見込みによる一般会計からの繰入金の返還にかかわる繰出金の補正でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

5款1項1目の繰越金は2億390万6,000円の増額補正をしております。これは、平成17年度の決算見込みによる繰越金の補正であります。歳入決算見込み額は69億6,850万2,000円、歳出決算見込み額は7億6,459万4,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第185号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第36、議案第185号平成18年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議

題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第185号平成18年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,310万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億5,865万4,000円とするものでございます。

最初に、概要についてご説明申し上げます。

実は、3月の当初予算時におきましては、第3期の介護保険事業計画について議員の皆様それぞれ配付させていただきましたけれども、当初予算策定時については、まだ国から第3期の介護保険のいわゆる単価というものが示されておられませんでした。ただ、介護保険事業計画を策定する段階では、こういったデータが示されてございましたので、保険料につきましても2,998円ということで算定、議員の皆さんにご説明申し上げまして、ご理解をいただいたところでございます。したがって、今回はその第3期介護保険事業計画で算定された数値、厚生省で示されて計算された数値に、今回の当初で推計した数値を調整しまして補正をお願いしようとするものでございます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳出、第1款総務費についてでございます。1款2項1目賦課徴収費ですけれども、138万円の役務費をお願いしてございます。これは、介護保険に関する通知等の発送にかかわる経費の増額をお願いしたいということでの補正のお願いでございます。

続きまして、2款保険給付費の1項介護サービス給付費、ここで1目から次の10ページの6目居宅介護サービス計画給付費につきまして、それぞれ先ほど申し上げましたとおり、介護保険事業計画にのった形での計算をいたしました数値を補正しようとするものでございますが、介護サービス給付費では、合計で3億2,479万5,000円の追加をお願いしようとするものでございます。

10ページの2款2項介護予防サービス等諸費の関係でございます。これは、いわゆる要支援1と2と呼ばれる方々に対しますサービスにかかわる経費でございます。これにつきましても、介護保険事業計画にあわせまして、それぞれ調整しようとするものでございますが、2目の地域密着型介護予防サービス給付費5,125万1,000円ほどの減額というふうに、非常に大きい額になっておるわけでございますけれども、これは第3期の介護保険計画で新たに示された事業でございまして、事業の総額がなかなか積み切れない状況の中での予算計上でございます。今回、国から示されたワークシートに基づきまして計算しましたところ、こういった数値になりまして、それぞれ調整して予算補正をしようとするものでございます。

11ページの計の欄を見ていただきますと、介護予防サービス等諸費には5,566万3,000円の追加をお願い

いいたしまして、補正後の計を4億892万6,000円としようとするものでございます。

続きまして、2款3項高額介護サービス等費の関係でございますけれども、これも利用者の方々のそれぞれの世帯の課税の状況、収入の状況等によりまして、それぞれ生活保護の受給者の場合ですと、月額1万5,000円というふうな限度額がございますので、超えて利用される場合はここからお支払いをするというものでございますが、これも先ほどの計画に、数値に調整いたしまして、4,943万7,000円の増額補正をお願いしようとするものでございます。

その下の4項特定入所者介護サービス等費の関係でございます。これにつきましては、1日当たりの利用者の負担限度額というのが定められておりまして、これを超えた場合に、低所得の方でございますけれども、所得の低い方々にこういった場合に、ここから給付をするというふうなものでございます。これは減額になってはいますが、当初そういった関係で、旧数値で見たところ多少多くといたしますか、見積もってあったというふうなことでの減額でございます。4項につきましては、12ページでございますけれども、それぞれ計画に合わせまして8,708万円の減額補正というふうな形になってます。

5項については審査支払手数料、それから、3款の財政安定化基金の関係でございますけれども、これも3期の計画に基づきます給付費の0.1%を3カ年でそれぞれ積み立てをすると。それぞれの自治体の給付費に不足を生じた場合は、ここから借り入れするというふうなことでございまして、52万5,000円の追加補正をお願いしてございます。

13ページの基金の積立金につきましては、以上のような財政調整をいたしました関係上161万6,000円の減額補正というふうになってございます。

それでは、大変恐縮ですが、歳入についてご説明申し上げます。

7ページにお戻り願います。

歳入、3款国庫支出金の1項国庫負担金の関係でございますが、1項1目の介護給付費負担金では、給付費がふえたのに国庫負担金が6,905万3,000円ほど減額になっておるわけでございますけれども、これは国の三位一体改革によりまして、県の都道府県に税源が移譲されたわけでありまして、介護給付費にかかります施設介護と居宅介護があるわけでありまして、施設介護につきましては、国の負担が15%というふうなぐあいに改正になりました。そして、この分といたしますか、その5%引き下がった分につきましては、県の方の負担がこれまで県、市とも12.5%というふうな負担でございましたけれども、県の方がこの施設サービス分については17.5%というふうな負担割合になりまして、そういった関係で予算計上させていただいております。

続きまして、8ページをお願い申し上げます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。1目の介護給付費等繰入金につきましては、先ほど申し上げました市の12.5%に相当する給付費の負担分の繰り入れをお願いするというもので、4,285万1,000円の増額の補正でございます。

それから、4目のその他一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出の際に申し上げました介護保険

料の通知書の発送にかかわる事務費の関係の繰り入れを一般会計にお願いするものでございまして、合わせまして4,423万1,000円の増額の補正というふうなぐあいになってございます。

それから、8ページ下段の8款2項基金繰入金の関係でございまして。当初の段階では、存置項目1,000円というふうなことで計上させていただいておりまして、今回5,636万8,000円の増額補正をお願いするところではございましたけれども、第3期の介護保険事業計画の際にお話し申し上げましたが、この3年間で基金を1億9,300万円、介護保険事業に取り崩し、繰り入れするんだというふうなお話を申し上げてございました。当初予算の段階では、いわゆる推計暫定数値でございましたので、基金繰り入れについては予算計上しておりませんでしたけれども、今回計算しましたところ、こういった数値がはじき出されました。したがって、1億9,300万を3年間で割り返しますと6,400万ほど1年間になるわけですけれども、いずれこの以内ということで基金を繰り入れしない場合の試算というものも出してございましたが、この際は保険料が3,150円ほどになるというようなことで、合併のいろいろな経緯あるいは市町村間の格差等々を考えまして、2,998円というふうな基金からの繰り入れを見させていただいての説明でございましたので、そういうぐあいで今回、基金からの繰り入れ補正をお願いしてまいります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第186号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第37、議案第186号平成18年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第186号平成18年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出の総額からそれぞれ912万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億3,074万9,000円としようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入、4款1項他会計繰入金は一般会計からの繰入金でございましてけれども、人事異動に伴います人件費の補正で減額というふうな状況になっていまして、952万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

それから、6款諸収入、2項雑入の関係でございますけれども、これは介護支援計画の策定受託料ということで、1人月額4,000円という単価なわけでございますけれども、4,000円の10カ月の10人分を計上したものでございます。よろしくお願い申し上げます。

8ページから9ページの関係でございますけれども、歳出、1款サービス事業費の関係でございます。1目通所介護事業費から3項の居宅支援介護事業費にそれぞれ減額、通所介護事業費については増額でございますけれども、これにつきましては、人事異動に伴う人件費の調整に伴うものでございますが、1目の役務費について6万1,000円ほど増額してございます。本年4月から法改正によりまして、介護サービスの情報等について公表することが義務づけられました。これにつきましては、それぞれの事業費ごとに単価が県の方から示されまして、その額をそれぞれの会計目にそれぞれ計上させていただいております。1項では役務費の6万1,000円、2項では12の役務費の7万2,000円、それから3項では12の役務費の5万円というふうにそれぞれ計上させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第187号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第38、議案第187号平成18年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第187号平成18年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ7億2,793万8,000円にしようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入、5款1項1目繰越金の関係でございますけれども、補正の財源の部分といたしまして、17年度からの繰越金の追加として21万円を計上するものでございます。

8ページをお開き願います。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費の関係でございます。これにつきましても、人事異動に伴います人件費の関係で185万7,000円の減額がございます。それから、正職員の数が減少になったわけではございますけれども、非常勤職員の雇用によりまして施設維持管理費の増額として171万6,000円の補正をお願いしております。また今年度、雄水苑につきましては30床の増床のお願いをして

ございましたけれども、これについては県からの補助というふうな形になりますが、施設長と職員の研修がそれぞれ義務づけられておまして、全国開催になりまして、東京の方へ出張しての研修というふうなことでございまして、これにかかわる旅費相当分として35万1,000円ほど追加をお願いしてございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第188号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第39、議案第188号平成18年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第188号平成18年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページの関係でございますけれども、今回は歳出予算の組み替えでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目一般管理費について、人件費419万円の減額は人事異動に伴うものでございます。また、その中での施設管理費の406万2,000円の増額補正があるわけですが、正職員の減員になった分につきまして、非常勤職員の雇用というふうなことで、この406万2,000円の中に399万円が組み替えされるというふうな状況になってございます。それから、施設整備費の関係でございますけれども、白寿園も20床の増床をご理解いただいておりますので、それぞれ施設長、施設職員の研修が義務づけられたことによりまして、旅費相当分として予算の計上をお願いしてございます。

それから、4ページから5ページにわたります2款1項施設介護サービス事業費の1目施設介護サービス事業費、それから、2項の1目の短期入所生活介護事業、これらにつきましても、それぞれ人事異動等ございましたので、人件費の関係の調整でございます。

また、4款の予備費につきましては、これらの財源調整として818万円を追加計上してございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第189号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第40、議案第189号平成18年度横手市特別養護老人ホーム憩寿園特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第189号平成18年度横手市特別養護老人ホーム憩寿園特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出の総額からそれぞれ952万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,426万6,000円としようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金でございますけれども、人事異動に伴いましての人件費等の減額分952万2,000円の繰入金の減額でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出、1款1項施設管理費の1目一般管理費でございますけれども、これにつきましても人件費関係のものでございますし、施設の維持管理といたしましては、介護情報等の公開費用の7万2,000円の役務費の関係と施設の電気温水器がもうだめになりまして、これを購入したいということで11万8,000円ほど計上させていただいております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第190号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第41、議案第190号平成18年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第190号平成18年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ957万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ2億9,296万5,000円としようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入、3款1項1目一般会計繰入金の減額でございますけれども、これにつきましては、人事異動に伴う事務費等の分としての減額でございます。

8ページをお願い申し上げます。

歳出、1款1項1目一般管理費の人件費の関係でございますが、これも人事異動に伴うところの減額でございます。それから、施設の管理費の53万につきましては、正職員の異動に伴います非常勤職員の報酬等の単価改定等々ございまして、53万円の増額補正をお願いしてございます。

それから、2款1項1目施設介護サービス事業費の関係でございますが、これにつきましては、法で義務づけられました介護情報の公開費用として7万2,000円を計上してございます。

次の9ページでございますが、2款2項居宅介護サービス費の関係でございますが、これにつきましても人件費等の関係でそれぞれ予算調整がございまして、78万5,000円を減額しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第191号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第42、議案第191号平成18年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第191号平成18年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページの関係でございますけれども、この会計につきましても、歳出の予算組み替えでございますので、4ページをお願い申し上げます。

歳出の関係です。1款1項1目一般管理費についてでございますが、介護情報にかかわる費用の6万3,000円を施設管理費として補正してございます。人件費の関係では25万5,000円ほどの関係でございますが、これは人事異動に伴う人件費の増額補正でございます。

それから、2款のサービス事業費の関係でございますが、4ページから5ページにわたってございませぬけれども、これも人件費絡みの補正でございます。

それから、5ページの4款の予備費の関係でございますが、これらの財源調整といたしまして、633万8,000円を追加計上いたしております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第192号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第43、議案第192号平成18年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

佐々木一 大森町区長 ただいま議題となりました議案第192号平成18年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算総額の変更はなく、平成18年度の非常勤職員標準単価が提示されたことによる人件費の増額と、施設のサービス時間が30分延長されたことによる人件費の増額等を歳出予算内で組み替えしたものであります。

歳出予算についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

1款1項1目管理費に18万9,000円の追加、2款1項1目通所介護事業費に177万8,000円を追加してありますが、いずれも人件費が主なものとなっております。

5ページに記載の予備費から財源不足分196万7,000円を充当しようするものであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第193号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第44、議案第193号平成18年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第193号平成18年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページでは、歳出予算の組み替えでございますので、4ページをお願いいたします。

歳出、1款事務費、1項事務費、1目の事務費の関係、人件費の減額1,055万4,000円の関係でございますけれども、4月1日付の定期人事異動によりまして、他の施設へ職員が異動になったということでの減額補正でございます。

2款事業費、1項事業費、1目事業費137万6,000円の増額の補正でございます。これは、18備品購入費といたしましてでございますが、本施設の男子棟のフロアの臭気の脱臭と厨房の殺菌、脱臭に供し、利用者の生活の快適さを図るためのオゾン脱臭機の関係でございますけれども、今回この2基のリースをやめまして備品購入費として購入をさせていただきたいということで予算計上をお願いしてございます。

3款予備費、1項予備費につきましては、これらの財源調整といたしまして917万8,000円の追加計上をさせていただいております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

議案第194号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第45、議案第194号平成18年度横手市地域間交流施設雄川荘特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。雄物川町区長。

皆川捷悦 雄物川町区長 ただいま議題となりました議案第194号平成18年度横手市地域間交流施設雄川荘特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でありますけれども、予算の総額に歳入歳出それぞれ928万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,230万9,000円と定めようとするものであります。

次に、債務負担行為でありますけれども、4ページをお開きください。

債務負担行為を表のとおり定めようとするものであります。事項でありますけれども、公用車のリースということで、客の送迎用バスのリースであります。期間は平成19年度から平成23年度までであります。限度額を812万6,000円にするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正の内容でありますけれども、6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳出でありますけれども、施設経営費に928万7,000円を追加するもので、その内訳であります。人事異動に伴います人件費の減が71万3,000円であります。積立金の1,000万円は、今回新たに設置をお願いいたしました雄川荘財政調整基金に積み立てるものであります。

一方、歳入の方でありますけれども、歳出予算の財源といたしまして、前年度繰越金を充てるもので

あります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第195号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第46、議案第195号平成18年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

佐々木一 大森町区長 ただいま議題となりました議案第195号平成18年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

本案は、平成18年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ354万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億1,884万9,000円に定めようとするものであります。

主な内容について歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

1款1項1目の一般管理費では、本年度から一般利用者への夕食等の提供を実施することから、賃金職員1名の増員を見込んでおり、7の賃金で93万6,000円の増加、また1の報酬で78万円の減額は、時間外手当等の見直しをしたものであります。

2款1項1目の営業費312万2,000円の追加につきましては、調理業務の委託による増加が225万円、レストラン利用や入浴券を発行する券売機1台87万2,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入であります。4ページをお願いいたします。

歳出の追加により必要とする財源354万1,000円について、1款の事業収入で108万円、4款の繰越金で246万1,000円、それぞれ見込んで収支の均衡を図ったものであります。

以上よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第196号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第47、議案第196号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第196号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ374万9,000円を追加し、総額をそれぞれ1億1,718万8,000円に定めようとするものでございます。

その内容でございますが、人事異動によるものでございまして、6ページの歳出にありますように、人件費を追加計上してございます。

次に、3ページに戻りまして歳入でございますが、事項別明細書にありますように、繰入金を増額補正し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第197号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第48、議案第197号平成18年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第197号平成18年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ303万8,000円を減額いたし、総額をそれぞれ3,412万1,000円に定めようとするものでございます。

これにつきましても、人事異動によるものでございまして、6ページの歳出にありますように、人件費を減額してございます。

次に、歳入でございますが、3ページに戻りまして、事項別明細書にありますように、繰入金を減額しまして収支の均衡を図ってございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第198号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第49、議案第198号平成18年度横手市十文字地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第198号平成18年度横手市十文字地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ553万4,000円を追加し、総額をそれぞれ2,427万4,000円に定めようとするものでございます。

これにつきましても、人事異動によるものでございまして、6ページ歳出にありますように、人件費を追加計上してございます。

次に、歳入では、3ページの事項別明細書にありますように、繰入金を増額補正し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第199号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第50、議案第199号平成18年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第199号平成18年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ626万円を減額いたしまして、総額をそれぞれ2億531万9,000円に定めようとするものでございます。

その内容でございますが、同じく人事異動によるものでございまして、6ページの歳出にありますように、人件費を減額してございます。

次に、歳入でございますが、3ページの事項別明細書にありますように、繰入金を減額補正し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第200号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第51、議案第200号平成18年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 議案第200号についてご説明を申し上げます。

横手市土地区画整理事業特別会計の1ページをごらんいただきたいと思いますが、歳入歳出それぞれに207万4,000円を追加し、総額で4億3,743万8,000円と定めようとするものであります。

歳出の主なものだけご説明申し上げますので、9ページをごらんいただきたいと思います。

1目の中央第二地区であります37万円の補正、これは塀の移設補償分であります。

4目の駅西地区については、委託料200万円の減額で、これを保留地の造成工事分の100万円と補償金の100万円にそれぞれ組み替えをしようとするものであります。

さらに、5目であります、三枚橋地区であります。これについては、国からの内定通知に伴って通常補助事業の600万円の増と駅西線の地道交の分600万円の減で均衡を図ろうというものであります。

以上、簡単でありますけれども、説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第201号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第52、議案第201号平成18年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第201号平成18年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,524万円を減額し、総額をそれぞれ35億1,446万6,000円に定めようとするものでございます。

この内容でございますが、組織再編によります人件費の減でございますが、6ページの歳出にありますように、人件費が減額となっております。

次に、歳入でございますが、3ページの事項別明細書にありますように、繰入金6,524万円を減額し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第202号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第53、議案第202号平成18年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第202号平成18年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

本案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900万1,000円を減額し、総額をそれぞれ4億6,616万4,000円に定めようとするものでございます。

その内容でございますが、同じく組織の再編によるものでございまして、8ページの歳出にありますように、人件費が減額となっております。

次に、歳入でございますが、5ページの事項別明細書に記載のとおりで、繰入金900万1,000円を減額し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第203号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第54、議案第203号平成18年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第203号平成18年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万4,000円を追加し、総額をそれぞれ7,685万9,000

円に定めようとするものでございます。

この内容でございますが、6ページの歳出にありますように、人件費を増額してございます。これは人事異動に伴うものでございます。

次に、歳入でございますが、3ページの事項別明細書に記載のとおり、繰越金を75万4,000円計上いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第204号の上程、説明、質疑、委員会付託

田中敏雄 議長 日程第55、議案第204号平成18年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第204号平成18年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第2条ですが、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入、第1款水道事業収益は第2項営業外収益2,423万円を減額してございます。

次に、支出でございます。第1項営業費用2,423万円を減額しております。この内容でございますが、組織機構の見直しによりまして、職員給与費が4,723万円減額となりましたが、給水台帳の一括管理システムを導入するということで2,300万円必要となりましたので、その差し引きを計上したものでございます。

次に、第3条でございますが、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費の変更でございます。

第4条は、一般会計からの補助金の額の変更でございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

休会について

田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月6日から6月11日までの6日間、休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明6月6日から6月11日までの6日間、休会することに決定いたしました。

6月12日は午前10時より本会議を開きます。

散会の宣告

田中敏雄 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時40分 散 会

